

市立函館博物館

研究紀要

第20号



2010

市五函館博物館

研 究 紀 要

第20号

2010

序

このたび『市立函館博物館研究紀要』第20号を刊行する運びとなりました。

本号は、はこだて外国人居留地研究会清水憲朔氏の「日米協約と長崎・箱館の『交易会所開港』－三段階の開港を経る日本の開国」、市立函館博物館の古文書調査講座山口精次氏の「橋立出身 忠谷・田端家の函館に於ける商業活動」、市立函館博物館大矢京右学芸員の資料紹介「小島倉太郎関連資料」の3題を掲載いたしました。

2009年は、函館が国際貿易港としての開港150周年を迎え、各種の記念イベントが開催されました。一方で、箱館開港に係わる学術的な研究や発表なども数多く行われました。そのなかで、はこだて外国人居留地研究会の清水憲朔氏は、開港に係わる数多くの外交文書を調査され、「自由貿易開港」の前史となる「交易会所開港」の存在についてまとめられました。新たな視点により、これまで伝えられてきた箱館開港の出来事のなかで、あまり知られていない外国人居留地の姿を解明するための手掛かりを提示されております。

次に、市立函館博物館の古文書調査講座に参加されている山口精次氏は、古文書解読を進めるなかで出会った、忠谷家と田端家についての追跡調査を行い、明治期の函館で両家が行った商業活動についてとりまとめられました。文書や新聞資料などを丹念に読み解くなかで、橋立出身の両家の人物像を通して明治期函館の商業活動の姿を描いた論考となっております。

また、当館の大矢京右学芸員紹介の小島倉太郎関連資料は、明治初期の函館でロシア語通詞を勤めた小島倉太郎の遺品で、平成20年度に市立函館博物館に寄贈され、博物館資料となったものです。これらの写真資料や開拓使の文書資料などは、明治期の北海道行政史の一端を伺い知ることができる貴重な資料として有効な活用が期待されるものであります。

終わりに、これらの研究論文等が、今後、幅広く利用、活用されることを期待いたしますとともに、関係各位におかれましては、当館に対しまして忌憚のないご意見・ご提言をいただくようお願い申し上げます。

平成22年3月31日

市立函館博物館長
田原良信

目 次

序

日米協約と長崎・箱館の「交易会所開港」

—三段階の開港を経る日本の開国—

清 水 憲 朔 …………… 1

橋立出身 忠谷・田端家の函館に於ける商業活動

山 口 精 次 …………… 21

<資料紹介>

小島倉太郎関連資料

大 矢 京 右 …………… 51

日米協約と長崎・箱館の「交易会所開港」

— 三段階の開港を経る日本の開国 —

清水 憲朔

はじめに

函館市中央図書館に一枚の絵図（83×40 cm）がある。絵図の右下に「安政五年午二月箱館近在亀田村交易会所並亜国人屋舗地間敷付」と記されているが、描かれているものが史実なのか判然としていなかった。

ところが当時の箱館奉行村垣與三郎（淡路守・範忠改め範正）の「公務日記」の安政5年（1858）正月5日条に、絵図と同じ構図のスケッチが認められる。絵図は完成図と思われ、一方「公務日記」は奉行が交易会所の地所を決定した日のものであり、両者は同じ計画を描いている。

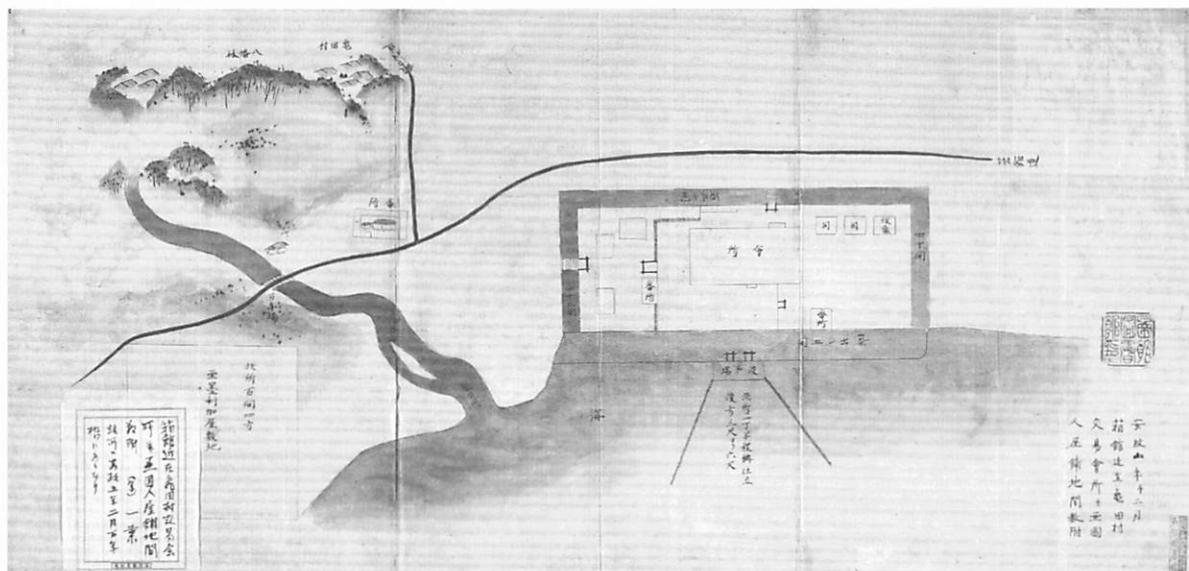
箱館奉行の日記を遡ると、スケッチの計画は安政4年（1857）閏5月5日に最終合意をみた日米協約（下田条約）に端を発している。協約の第二条は、安政5年6月に箱館と下田にアメリカ人の貿易のための居住と箱館の副領事の駐在を定める。

同年7月4日幕府は箱館奉行にアメリカ人居留地設定の指令と、前後して交易会所の設置を指示する。日本最初の外国人居留地が箱館近郊の旧亀田川河口に設けられる。

安政4年幕府は、5月から9月にかけてアメリカ（日米協約）、オランダ（日蘭追加条約）、ロシア（日露追加条約）3か国と、翌年6月に箱館を通商開港する条約を結ぶ。

続いて11月3日に、長崎・箱館のオランダ・ロシアとの通商開港と、さらにアメリカ・イギリスとの開港予告のお触れを全国に発する。幕府は鎖国政策を中止し、日本を通商のため世界に開く歴史的な宣言をしている。

絵図に記されている間敷で計画の規模が伺える。河口西側の「亜国人屋舗地（米人居留地）」は百間四方で一万坪。また米人居留地の対岸に海水の堀割に囲まれる築島があり、中央に交易会所が描かれている。



亜国人屋敷並会所之図（函館市中央図書館蔵）

築島は二万一千平米（六千三百七十五坪）あり、百五十間（270m）の長さの岸壁をもつ。岸壁の中央に位置する波止場に入出港船の改めの赤い門が二基建つ。門から沖に係船の木杭が湾に向かい扇形に連なるのが見える。交易会所は3km先に箱館湾に小島のように浮かぶ箱館山を望んでいる。

築島中央の「交易会所」は四千平米（千二百坪）位と思われる広大なものである。交易会所地を二つに分ける塀の両側に、通商が予定されているアメリカ・オランダ・ロシア3か国のためと思われる板蔵が描かれる。交易会所の計画地は箱館（箱館）道や福山（松前）道が交差する交通の要所に計画されていた。

日記を読み進むと亀田一帯で「新箱館」の建設が始まるのが伺える。河口から凡そ半里内陸部で、7月から諸術調所教授の武田斐三郎設計による新役所（五稜郭と植林による外構）の土塁工事が着手される。瓦焼場が茂辺地から亀田に移転され、上山（神山）で水車を使い火薬が製造、輸出のため牛や豚・鶏が大規模に養育される。

交易会所の工事は安政5年正月に6棟の板蔵から取り掛かる。ところが同年2月24日に江戸から内状が箱館奉行村垣に到来、会所の工事は急きよ中止される。その日の日記には「去月二日附内状、御用所（交易会所）之儀、先見合候い才（委細）申来ル」とのみある。

当時の箱館奉行は3名体制であった。在府（江戸勤務）の箱館奉行竹内下野守保徳と堀織部正利熙の内状も同じ便で到来している。「野州（竹内下野守）内状、出立延引之次第申来ル」と、村垣と箱館在勤交替のための江戸出立が延期される事情が述べられている。また同じく堀からは、「織部内状、新条約内廻シ有之、且官吏（ハリス）病氣並此節之比合申来ル、」とある。江戸城内の蕃書調所で交渉中であった「新条約

（日米修好通商条約）」の合意案が幕府有司間で内覧されている。また交渉相手のアメリカ総領事T・ハリスの罹病の様子のほか江戸城内の近況が知らされている。

絵図と箱館奉行の日記は、日米修好通商条約交渉の大詰めに至るまで、箱館で交易会所の建設が進められていた事を教えてくれる。同時に工事の突然の中断の通知により、幕府の開港政策に大きな変更があったことが判る。

『日本開国史』などの著作はもとより、『新北海道史』や『函館市史』でこの絵図についての記述はない。

本稿は幕末の開国に関わる史料から安政4年に結ばれた日米協約と日蘭・日露追加条約の関係を明らかにすることにより、日本開国史から忘れ去られている「自由貿易開港」前史である「交易会所開港」期の復元を試みるものである。

まとめて「安政五か国条約」の開港場の条項から、条約相手国も日本の開国が「和親開港」「交易会所開港」「自由貿易開港」と三段階を経ている事を認識し結ばれていることを確認する。（引用文カッコ内註は筆者の加筆、安政元～6年は、1854～1859年）

絵図についての史料・資料

筆写本「村垣淡路守 公務日記」、「大日本古文書・幕末外国関係文書・附録之四・五巻（村垣淡路守公務日記）」東京帝国大学文学部史料編纂掛編。以下幕末外国関係文書は「幕外」○の○○、公務日記は「日記」と略す。

『函館百珍ト函館史実』岡田健蔵著・岡田イネ発行p.162、『市立函館図書館蔵・函館の古地図と絵図』吉村博道編・道映写真発行、手書きの史料集「箱館 開港期に於ける築島と居留外国人 平成元年」会田金吾p.46、『北海道における初期洋風建築の研究』越野武（北海道大学図書刊行会）

p.31.

(1) 和親開港と御用所貿易

安政元年の米・英・露3か国との和親条約は、外国船の薪水や食糧の供給など人道に配慮し結ばれたとされる。和親開港場の下田・長崎・箱館では各国の要求に応え、「和親貿易」ともいべき官による御用所での貿易が始まる。和親条約を締結済の国々は、日本に本格的な通商開港を働きかけてくる。

1 世界の中の日本開港と箱館

嘉永7年＝安政元年のアメリカ・イギリス・ロシア3か国との和親条約は、通商・領事駐在・裁判権などの取決めが、国毎に大きく異なっている。

嘉永6年（1853）6月、ペリー艦隊が浦賀沖に来航。中国への中継港と北太平洋を漁場とするアメリカ捕鯨船の薪水食糧の補給と貿易開港を日本に求める。

ロシアは使節プチャーチンの日本派遣を決定。同7月プチャーチンは4艘の軍艦を率い長崎に来航、国書の受領を求める。ロシアは東アジアで軍事・外交の両面作戦を展開しており、同年9月に宗谷海峡に面する樺太島（サハリン）南部アニワ湾のクシュンコタンを占領、「ムラビヨフ哨所（砦）」を築いている。

12月長崎に再来航したプチャーチン一行は、長崎市中対岸にある稲佐郷山手の悟真寺に長期間逗留。幕府は応接委員に筒井肥前守・川路左衛門尉を派遣し、新春まで日露国境策定と貿易開港を巡る交渉が続く。日本の引き延ばし策もあり交渉は合意をみることなく、プチャーチン一行は一旦長崎から退去する。

嘉永7年1月ペリー艦隊が再来航。阿部正弘政権はアメリカとの戦争を避け下田・箱館の開港を決断する。ペリーは松前の開港を要求するが、幕府は享和・文化年間に

幕領地であった箱館を開港。日米和親条約には正文が定められず、通商や領事駐在の条文は日米で食い違いを見せる。⁽¹⁾

日米和親条約の締結に先立ち、幕府は海防掛の堀利熙・村垣範正に命じ、蝦夷地に大規模な調査団を派遣する。松前・本蝦夷地（北海道）と、ロシアが占領するクシュンコタンをはじめ、国境の定めのない異域とされる北蝦夷地（樺太）と千島の実態調査を図る。

幕府は堀・村垣の調査報告により福山（松前）周辺を除く全蝦夷地を幕府の直轄地とし、経営の拠点に箱館奉行を再配置。堀は報告書で「箱館は（外国の）一発の大砲で粉塵と化す」と憂慮を示し、箱館山麓にあるお役所を亀田川又は有川沿いの内陸部への移転を提議、同時に箱館湾の砲台の整備を提案する。

安政元年春ヨーロッパでクリミア戦争が勃発、イギリス・フランス連合軍がロシアに参戦。日本近海でも戦闘が展開される。イギリス軍はロシアの軍艦を追い求め、水や食糧の補給と破船修理のため日本に開港を要求。8月23日、日英協約が長崎で結ばれ長崎と箱館が開港される。⁽²⁾ 箱館の開港は急がれ、日英協約の交渉に当たったイギリスの提督スターリングの艦船の長崎退船から50日後とされる。日米和親条約の翌年3月の箱館開港よりも早い開港日である。

安政元年1月21日、日露和親（通好）条約が下田において締結。第二条で千島列島の国境をエトロフ島とウルップ島の間に置き、樺太（サハリン）の国境は「界（国境）を分たす、是迄仕来之通たるべし、」と従来通りとされる。

ロシアに長崎・下田・箱館3港が開かれ、破船の修理・薪水・石炭の供給と、金銀貨のほか代物での払いも定められる。下田・箱館での物品購入が定められ、同附録第五条で役所及び市中での直接の購入と、役所

を介する「船中持ち渡り品（輸入品）」との決済が定められ、他の国の条約と大きな違いをみせる。

下田または箱館の領事駐在と、他国に例をみない日本・ロシアの双務的な領事裁判権が定められる。米英条約に倣い最恵国条項も定められる。また新たに他国と結ばれる通商の条約のロシアとの優先的締結も約束される。

安政3年（1856）7月オランダ商館長が日露和親条約を「緩優交易（自由貿易）の発端」とし米・英もロシアに準じさせるよう幕府に提言する（「幕外」十四の175）。

2 三開港場と「御用所貿易」

幕府は江戸から遠く離れ「国の溜」とされる長崎・箱館と、街道からはなれた江戸湾入口の遠路にある下田を開港場に選ぶ。三開港場では入港する外国船の要求に応じ、船内欠乏品の枠を超える一般商品の輸出が始まる。

箱館 箱館は米・英・蘭・露4か国に開港。ペリー艦隊は附録条約締結に先立ち4月15日現地調査に箱館に入港。一行は大量の「土産品」を市中で購入。入港船のために旧高龍寺や山田寿兵衛宅の仮御用所に「バザー」が開設される。

イギリス軍は安政元年夏、カムチャツカ半島のロシア軍の港ペトロパブロフスク・カムチャツキーに上陸、ロシアとの戦闘で敗退。翌安政2年（1855）3月12日にイギリスの軍艦3艘が箱館に入港、この報告は17日で江戸に到達。6月イギリス軍の仲介で未条約国のフランス軍が箱館に上陸、旧実行寺で長期療養。フランス兵は条約国のロシア人捕虜兵を使い、箱館市中で買物をする。

安政2年、箱館に入港したアメリカ船は延べ21艘。イギリスの軍艦36艘とフランス軍艦5艘が入港。箱館港は一時、英仏の軍事基地の様相を呈する。

安政2年4月アメリカ船で入港のドイツ商人が食料品などを物々交換で捕鯨船に販売。一方日本で貿易ができると思い、箱館に商店開設のため入港したアメリカ人家族が上陸を拒絶される。事件は本国から和親条約改定のため日本に向かうT・ハリスに通知。ハリスは下田駐在後、奉行に拒絶の根拠を問い正している。

幕府はロシアの進出に備え、蝦夷地開拓による和人の定住を図る。箱館・蝦夷地は「諸物払底の地」のため、幕府は開拓と「百物百工」（産業振興）を急ぐ。蝦夷地流通限定の箱館通宝を鑄造、物産直売のため蝦夷地・箱館産物会所が全国主要港に計画され、三年間の試験期間を設け、江戸新大橋端に産物会所が設置される。

安政4年3月15日から5月12日まで、箱館港にアメリカ船6艘が入港。「欠乏品」名目で、一般商品が五千六拾貳両余輸出され、冥加金八百八拾五両余（17.5%）が上納される。5月28日に1艘が入港、九二両余を売上げる。⁽³⁾

長崎 幕府は長崎を日本の貿易の窓口とし、出島のオランダ人と唐人屋敷の中国人に通商（貿易）を限定する。一方通信（国交）は朝鮮と琉球2か国と結ぶ。

日英協約附録でイギリス人は鼠島の上陸を認められ、安政2年6月島に休息所が造られる。安政2年3月18日フランス船3艘と翌日にイギリス船1艘が長崎に入港。後にイギリス船の長崎入港が相次ぐ。⁽⁴⁾

オランダ・中国の長崎会所の貿易を老中堀田は「公私混同の貿易」と表現。独立する行政をもつ長崎は、日本の貿易を主管（『長崎市史』）する。

安政2年6月からオランダによる蒸気船操練伝授が始まる。伝習の監督を命じられていた永井尚志なほむねは、日蘭和親条約仮条約がむすばれる9月20日オランダ商館長D・クルティウスに海軍建設のほか、通商と経済

発展のための助言を求める。⁽⁵⁾ 12月幕府は長崎オランダ商法を明文化する日蘭和親条約を結ぶ。条約は日本の貿易基本法と位置づけられる。またオランダ人は出島から外出が認められ、市中の遊歩と休息所・寺社の立寄りが許可される。

翌3年12月、出島商館長はイギリス船との仲買貿易を提案。オランダ商人の相対取引の利益を長崎会所へ提供を申し入れる。オランダによる出島の仲買貿易は一度幕府に拒否されるが後に実施され、さらにアメリカとの開始も要求される。

安政4年正月、イギリス人の市中の上陸が許可され、船中並びに出島の行き来も認められる。イギリス人が出島で当用品を購入し出島商館で荷船を雇い送る事も許可される。安政2年12月中国人の遊歩も許可されるが、中国とは条約が結ばれておらず、「心得違いしている者」もいると再び禁止される。

下田 下田はアメリカ・ロシア・オランダと3か国に開港。下田で外国船の船内欠乏品ほか土産品等の商品販売のため御用所にバザーが開設される。

安政3年7月から下田に滞在の総領事T・ハリスは、アメリカ人最初の居留民でもある領事館員一行らの、市中での物品の直買、遊歩区域の拡張、日米貨の交換比率の改善を幕府に要求する。ハリスは長期間の交渉を通し、アメリカ人の開港場での居留実現の糸口を求める。翌4年5月26日に日米協約を締結に成功し、翌年5月6月の下田と箱館の居留と副領事駐在を定める。

日米協約の締結後、全国から多くの商人が遠路下田で出張販売をしている。⁽⁶⁾

(1) 三谷博『ペリー来航』p.166-184 (吉川弘文館)

(2) 井上勝生「日本開国と『北方水域』」(『北方史の新視座 対外政策と文化』雄松堂出版)

(3) 「公務日記」(『幕外附録四巻』安政4年閏5月25

日・p.575)

(4) 長崎については、長崎奉行文書「手頭留」(『長崎幕末史料大系第3巻』長崎文献社)を参照。

(5) 前掲「三谷」p.240-244

(6) 「四年六月に締結されたいわゆる下田条約(日米協約)では、(中略)下田における交易は欠乏品貿易の範囲を越えて拡大し、江戸、大坂その他各地の商人が同港外人へ直接売り込みをはかるという事態もみられた(『伊豆下田』地方史研究会・藤原昭夫、p.379-380)。幕府はハリスの神奈川宿近辺での通商開港要求に対し、寒村の横浜を主張する理由として、下田の商人の積極的な商活動や、長崎での多くの商人の商品売り込みを根拠として挙げている。

(2)「交易会所貿易」と日米協約

安政3年夏、公儀首脳は鎖国政策の大転換を考え始める。⁽¹⁾ 幕府は長崎の通商問題や下田駐在のハリスの要求に対応するため、堀田正睦^{まさよし}を老中に再任し首座とする。10月に堀田を対外事務全権者にして貿易開始に備える。

安政4年5月26日締結の日米協約第二か条で翌5年6月の下田・箱館でアメリカ人の貿易のための居留と、日米の金銀貨の同量交換等も定める。日米協約締結は長崎で進められている幕府の貿易調査に軌道修正を迫り、日蘭追加条約の急遽の締結を促す。同年6月末を期に堀田正睦政権は長崎の貿易調査結果の報告を待つことなく、通商実施に向け指令を発する。

1 御用所貿易から「交易会所貿易」へ

安政4年の日蘭・日露追加条約の交易会所による通商は、長崎会所の貿易に、幕府直轄地の箱館の沖の口役所の税制や、和親条約の開港場である下田・箱館の御用所貿易で培われた経験が合考され形作られる。

「通船改会所兼産物会所」と「湊会所」

安政3年7月、大型船の製造解禁に伴う諸藩産物の物流の活発化に対し、海防掛有司から「沿海御取締見込書」が上げられる。

見込書は幕府の直轄地の箱館沖の口会所税制を範とする通船改会所に産物会所を併設させ、全国の公領の主要港に設置を提議。諸侯の物産の振興にも配慮を示しつつ、幕府の国内流通・外国貿易の一元的支配を図る。

関税徴収のため「湊会所」設置を提案、「益金の見込九拾七萬兩は、大船大砲文武引立て、蝦夷地南嶋の開国」に充当を目論む。和親条約締結国への出貿易と、外国港での税徴収も見込むという壮大な貿易構想である。

湊会所設置を、江戸・大坂・兵庫・長崎・箱館と横浜に提案。見込書の挙げる六港はすべて後の日米修好通商条約などの開港場・開市場となる（「幕外」十四の201）。

アロー戦争と「十二か条の覚」

安政4年2月朔日、出島オランダ商館長から、イギリス軍が広東の町を焼き払うアロー戦争の情報が届く。商館長クルティウスは、米・仏軍がイギリス軍とともに参戦、清国の北京条約の通商開港の約束の不履行が戦争の遠因と報告。商館長は幕府の、アメリカなどの和親条約締結済み国に対する条約縮減や貿易への消極的対応に警告を発する。

老中堀田正睦は「イギリス評判記（広東の英中戦争）、アメリカ官吏の申し立て（ハリスの諸要求）、なお又今般のオランダの申し立て（クルティウスの通商開始の警告）、一々差し迫り居り」と、危機感を表している（「幕外」十五の216）。

堀田は、安政4年3月海防掛へ外国人の取扱改善と日本を貿易開港に導くため、十二箇条の覚書を示す。²⁾ 通商の開始が国益になり諸侯の財政立て直しにもなると強調、貿易の利益が商人から幕府と諸侯に入る貿易法の策定を指示する。

3港（長崎・下田・箱館）の外国商人の居留や、下田移港による新規の港の開市・

開港（ハリスは下田の貿易港として不適なことを主張）、さらに蘭・米領事の將軍謁見の要求、国ごとの接遇方など、貿易のための国内商品や船税・関税徴収の通商開港全般を諮問。通信はオランダ一國が念頭に置かれている。

「広い貿易の会館」

堀田の諮問に応え4月海防掛大目付目付は広い貿易会館による通商を提議。「長崎の唐・和蘭の商法の見直しが必要、その理由は安政3（1856）年のオランダ領事クルティウスの書翰や、アメリカ・ロシアと取交した和親条約から明らか」と、米・露両和親条約にある貿易を容認する条項の存在を認める。貿易港は「長崎のみでは外国人は不満足。京師（京都）近傍の大坂を彼らは懇望するが要所のため反対である。外国人が満足し取締と幕府の利益が出る別の場所を開港場」と、長崎以外の新港での通商開港と貿易方法を提言。「外国船の船税・貨税を条約で定め、国内船は箱館沖の口役銭に準じ荷高に応じる」という徴税方を提案。各国と通商条約を結び、幕府主導による貿易開港を主張する。貿易方は、開港場に「広い貿易の会館」設置を提案、後箱館で計画される交易会所を想起させる。新たに条約を結び、「輸入品から二分を内外商人から徴収。会館に日本諸国産品や貿易の外国商品を持ち込ませ商人に一任売買させる。幕府は商人の取引には干渉せずに税を徴収する。それにより外国人の好む国内諸国の持ち込み品が増え、取引の税収が莫大となる。この徴税方は世界各国一般の貿易方である」と主張。

「幕府の専売品や禁制品は従来通り続け、違反は厳しく取り締る。前もってお触れをして、諸国の産物も会館に運ばせ、船改め所には船税、会所に売上貨税を納めさせ、会館の役人が外国と取引、外国を満足させかつ国の利益も増大する」と旧制も温存し

政府専売品の貿易を提案。

早急に貿易の端緒を開き、幕府自らの手による貿易の開始を強調し、翌年の交易会所（貿易の会館）による通商開港の方針を明確に示している。

一方勘定奉行らの意見は、長崎の御用商人は巧者のため貿易の「基本の大綱」を布令し、「祖法を尊重。キリスト教の布教を警戒し、国民は貿易を望んでいないので、開港は親睦と親に留める、利益に走る外国の風俗の影響が心配である。国家の棟梁木や基礎柱を取替える制度の変革は国力を弱める」と、貿易はやむを得ず行うことと主張する。貿易の「基本大綱」（貿易のおおもと）を定めることが先決と、通商開始には慎重論を唱える（「幕外」十五の256、317、318）。

4月15日意見の対立する勘定奉行の水野忠徳と目付の岩瀬忠震が選ばれ、和親開港場の実状と貿易仕法の調査のため下田経由で長崎に派遣される。⁽³⁾ 当初計画にあった箱館訪問は中止される。二人の派遣は、長崎の外国人の実態調査とオランダ商館長のクルティウスとの貿易方法の協議、さらにイギリス使節の訪問の際には、かれらを全権とする通商交渉に対しても備える。

(1) 「これは、オランダ政府が本格的な通商条約の締結を決意し、軍艦メデューサを長崎に送ったのがきっかけであった。メデューサはクルティウスに外交全権の任を与えるという命令を招来し、さらにイギリスが近々通商使節を派遣すると通告した。日本は日英協約によって一旦イギリスを通商抜きに関係に閉じ籠めたのであったが、これに英国政府が不満を抱き、わざわざスターリングを更迭して香港総督パウリングを2か月後に長崎に送ることに決めたことと知らされたのである。」（三谷博『ペリー来航』p.244-245）

(2) 「一 外国御処置之大本旨趣、隣国ニ交る道を以て可致哉。夷狄を処する道を以て可致哉、此大本、掛

りの人々見込一様ならずしてハ、取調向諸事行違可申間、得と討論決定いたし置度候事、

一、互市（貿易）御開キ之儀、英夷（英国）之動静ニ不拘御発、御国内江も表立被仰出候方可然哉否之事。

一、右御発相成候ハハ、諸国より必定可願出間、願いに応じ、夫々被仰付候方ニ可有之哉。又ハ批方より前以触示し可申哉之事、

一、互市相開ケ候上ハ、御国益ハ勿論、諸侯も同じく益を得、積年之疲弊を補ひ候様いたし度、且互市之利権、商賈（商人）之手ニ落ざる様いたし度仕法之事、

一、貿易之物品、天造人造ニ隋而、定額之多寡、並製造取集方之事、

一、三港（長崎・下田・箱館）江外国商館取立可否之事、

一、船鈔（船税・噸税）貨税等之事、

一、和蘭国通信（国交）取結之事、

一、和蘭甲比丹（長崎出島の商館長）亜国官吏（ハリス）出府候可否之事、

一、亜国官吏から差出候三月三日（「幕外」十五の238、ハリスの出府の要求）附書翰中件々並返翰之事、

一、下田港替（変更・移港）之可否之事、

一、魯英米蘭四ヶ国御取扱振輕重之事、」（「幕外」十五の256）

(3) 嶋村元宏「幕末通商外交政策の転換」『神奈川県立博物館研究報告人文科学』20号

2 日米協約と下田・箱館開港

日米協約は和親条約の枠内での改善のための追加条約とされてきた。⁽¹⁾ しかし第二条で下田・箱館の米人の貿易のための居住を定めている。居留は旧法で90日以上長期の居住とされ、居留地は商人らが長期の商活動に必要な建物の所有ができる借地権の伴う居住地である。借地権は出島のオランダ人も認められなかった。

ハリスは下田奉行との交渉で借地権を認めさせ、幕府はアメリカ人居留地を箱館に

設定する。日米協約の他の条項は通商を規定する第二条の付属条項といえる。そのため長崎の貿易調査の結果の報告前に「行き違い」に結ばれた協約は、幕府で有司内の通商開港を巡る意見の対立を表面化させる。

日米協約は貿易大綱の早期の締結を促す。幕府は貿易基本法とされる日蘭和親条約追加条約（日蘭追加条約）を定め、引き続きロシアと日露追加条約を結ぶ。

借地権の要求と「重大事件」

安政3年7月21日アメリカ総領事で全権のT・ハリスが下田に渡来。下田の開港場として不適な事を知ったハリスは、9月下田の移港を主張し、アメリカ領事館の下田建設中止を通告。ハリスは内密の「重大事件」の老中報告のため上府を要求する。

続いてハリスは、翌4年2月4日にオランダ艦長のフェビウスから入手していた日蘭和親条約仮条約にある出島のオランダ人居宅・倉庫などの譲渡（12条）と出島内建物の修理の権利（13条）をアメリカにも要求、その根拠を日米和親条約九条（利益均霑条項・最恵国待遇条項）に求める。

ハリスのもつ安政2年9月晦日の仮条約の十二条・十三条は、同12月23日に調印の本条約では削除されている。またハリスは同じ和親条約9条で長崎の貿易の伴わない和親開港を要求する（「幕外」十五の201）。

ハリスはアメリカ人の下田・箱館の居住の必要性を主張。特に箱館については、「西洋各国の内、アメリカ程鯨漁船多き国はなく、日本北海に常に絶間なく箱館の最寄りを往来」、「凡そ一カ年三百艘余が、同所へ入港、しかし箱館は四辺皆広漠の野原で、薪水の外の諸品は払底し、アメリカ人の要需の品も揃わない」、「自国より身元の確かな商人を箱館へ差遣し、箱館で二箇処に居住させ、帆木綿・鉄鎖其外牛・羊・豚等の類、入港の船々へ売り渡す」として、日米和親条約の欠乏品の供給が日本側で

きないことを理由に箱館の居住を主張。箱館奉行の調べでは、ハリスのアメリカ捕鯨船の入港数は過大な数字である。

下田奉行の評議に箱館奉行竹内は、「一構之場所を貸し渡し、アメリカ商人引移し人数を制限せず、且つ領事などが駐在する一郭を別舎で設ける」と、その後の箱館亀田川河口の居留地計画と同一の構想が提言される。竹内は遊歩の制限にも「領事などは国の船難破其の外の国事になど、外交にかかわる問題もあり境外への旅行遊歩をみとめる」と積極的にハリスの要求の容認を主張する（「幕外」十五の333）。

日米協約締結と下田・箱館開港

アメリカ人の居住と遊歩区域の拡大は、一度老中により拒絶されるが、交渉全権を与えられた下田奉行の権限で許可される。5月26日下田御用所において日米協約九条が締結。ところが和文の対訳にハリスが抗議、会談は決裂の様相を呈する（「幕外」十六の32・33・51・52・53）。

奉行は要求に用語を訂正、下田の開港日も箱館と同じ翌年6月に繰り上げる。条約の締結日は最初の締結日の5月26日とされる。^②

日米協約は日米修好通商条約の基本となった条約であるが、貿易方や税則の貿易章程の定めがない。「下田取交しの約書」は日米修好通商条約第十二条で安政6年の新通商条約の発効と共に失効となる（「幕外」十六の30、33、56、58・二十の194）。

日米協約第二条では、アメリカ人の地所の借地権（建物の所有権）は明記されず、交渉でハリスにより開港場での居住に伴う当然の条件として口頭で確認される。

下田奉行が、「箱館の地所の件は、今取り決め難いので、彼の地の奉行に任す指図する、」としたのに対しハリスはそれでは「不都合の件もあるので、官吏ら地所を借り、家を建て、又は取り払いを許可すると

決めておきたい」と借地権の取り決めを主張。これに対し下田奉行は「地所貸し渡し家作取り建ては許可されるが、奉行の指図に従うべし」と借地権を認めるが、地所選定は奉行の許可との記載を提案。これに対しハリスは「書面（協約）には、（開港の）年限並び（アメリカ人の）居住許可の件のみを記して置く」と回答し（「幕外」十六の28）、居住者の借地権は認められ、協約に改めて明記しないことで交渉は決着をみる。

国書の將軍捧呈と下田代港の要求

日米協約締結後、閏5月15日下田奉行井上信濃守と中村出羽守がハリスに大統領の国書の受け渡しを求める。しかし国書はアメリカ全権のハリス自らが將軍に渡すものであると主張。また「重大事件」の開陳は將軍謁見のあとに筆頭老中堀田正睦にするとし、奉行の要請を拒絶。井上は上府して条約締結の経緯を老中に報告（「幕外」十六の73・76）。

閏5月28日江戸での下田奉行の報告では、ハリスは「国書を將軍へ直接渡さなければ国命に背く」と主張、一方で「英国軍艦が日本に渡来し貿易を求めると警告。井上は「重大事件」とは貿易開始と下田の代港での開港・開市で、大坂や江戸のような大都市近郊を開くことを求めている事であるし、ハリスの出府は「国害」となるので保留すべきと主張。

さらにハリスは直ちに新条約の締結を要求しその条約は「亜国の人民多数渡来し、地所を借り家屋を建て、その家族と共に居住し商売もし、病人養生所（病院）並び寺院（教会）の類まで新たに取建てる、」また「他国も同じく条約締結を要求する」と報告する。

井上は長崎出張の水野筑後守・岩瀬伊賀守の貿易の調査報告を受け、貿易や下田の移港を決めると述べ、まず交渉を再開しハ

リスの重大事件を聞きだす、と意見書を結ぶ（「幕外」十六の86）。長崎の水野らはこの下田の井上の報告を知り、通商の基本法である日蘭和親条約追加条約の締結を急ぐ。

「行き違い」の日米協約締結

閏5月28日の下田奉行の「見込書」（「幕外」十六の36）に対し、有司らの意見の対立が表面化。対立する意見がそのまま將軍に上げられるという異例の老中の上申書をみる事ができる（「幕外」十六の133）。

評定所一座は、協約の締結は下田奉行の「専断」と糾弾。海防掛の勘定奉行・同吟味役も一座と同じく下田奉行の対応を、長崎の調査報告を待つことなく「行き違い」に締結されたとし、下田奉行を激しく批判する。

一方一般の大目付・目付はハリスの出府認め、アメリカとの通商開始の要求を容認する積極的な主張を展開。また箱館奉行竹内下野守は、「速やかに出府を許しハリスの意見を聴き、アメリカを他の国との仲人役として利用する、」という注目すべき意見を述べ、「下田奉行は御判物（朱印状）」を受けており全権の資格に疑念がもたれると冷静な判断を示している（「幕外」十六の133・172から175、180）。

ハリスとの交渉再開について、御用部屋（内閣）の結論はまず下田奉行が、ハリスから「重大事件」について聞き出す事とされる。

6月4日アメリカと取り交わした日米協約の和文・英蘭文の和訳の写し三部が長崎・箱館両奉行に下付（「幕外」十六の115・116）。規定書三冊が7月2日に箱館に到来し、箱館奉行村垣は同日に「亀田御役所（五稜郭）構惣堀取掛り之儀申候書付」を進達、翌年の箱館の通商開港に向け新役所の土墨工事に着手する。

下田代港の開港と箱館の交易会所

6月29日から7月上旬にかけて日本の外交

は通商開港に向け大きく展開する。老中は在府中の下田奉行井上信濃守に、「貿易の件は開港する予定で決定済みで商法は調査中、長崎に役人の出張を命じ凡その調べも終わり次第許可する、下田港替の予定は兼ねて表決済み、(代港の) 場所の件は差し支えの有無を究明中、」と井上に御用部屋の決定事項を説明。交渉でハリスが直ちに新条約の取り交わしを申し出ても、下田奉行の権限で決断しない旨の訓令をだしている。

井上は翌日ハリスとの交渉の手順とし、①「重大事件」を聴取した後にハリスに出府を許可、②それから開港場の下田からの変更及び(その港の) 貿易開始の期日を回答する、という伺いを上げる(「幕外」十六の166)。

これに対し7月2日堀田から井上に覚(指令)が示される、①ハリスの上府の扱いは、井上の伺いの通りとする、②通商開始と下田の替りの開港時期は、可能なだけ取り決めず、やむをえない場合に至ったら、18カ月以上(安政6年正月以降)を期限とするとの指令が発せられる(「幕外」十六の186)。ここに、条件付きであるが、180日後の下田の代港の通商開港が具体的に示される。

安政4年6月7日に閏5月12日付けの在府箱館奉行竹内から、日米協約による箱館の開港決定の通知が村垣に到来。追って7月4日在府箱館奉行に米人居留地設置の指令が発せられる。同日に村垣は居留地所の選定指示と普請係りの人事を発令する。「日記」の居留地の指令到着の一週間前の7月21日条に、「会所之儀に付、書類不残来る」とあり交易会所設置の書類も箱館に到来している。

一方長崎は日米協約により新たにアメリカに和親開港される。幕府から長崎奉行に、ロシア・イギリス・アメリカ3か国の同等

の扱いが指示される。

- (1) 石井孝「日本開国史」p.226-232、三谷博「ペリー来航」p.249-250。また両著では、日米協約と日蘭追加条約の関連は説明されていない。
- (2) 第一条「長崎の港を亜米利加船のために開き、其の地に於いて船の破損を繕い、薪水食料或いは欠乏の品を給し、石炭あらば、又それをも渡すべし、」
第二条「下田箱館の港に来る亜米利加船必要の品、日本に於いて得がたき分を弁ぜために、亜米利加土人(人民)を右の二港に置き、且つ合衆国の下官吏を箱館の港に置くことを免許す。但し、此の箇条は、日本安政五年六月中旬、合衆国千八百五十八年七月四日まで施すべし、」。第三条で、日米金銀通貨の同重量での交換が決められ改鋳経費として6%を日本にわたす。四条で領事裁判権、五条修理代・物品購入の代物払いを定める。六条でアメリカ総領事に七里の境界以外の国内遊歩権を許可、第七条、領事及び館員家族らの必需品の直買いと日本の銀・銅銭を渡す、八条は協約の正文は蘭文とする、九条で条約の発効は第二条を除き条約締結日とする、(「幕外」十六の29)。

(3) 日蘭・日露追加条約と長崎・箱館開港

1 日米協約と長崎の貿易調査

長崎の貿易調査の報告

7月上旬に長崎派遣の水野ら3名から上述の閏5月28日の下田奉行の「評議書」への意見書が上げられる。続いて、同月10日に日蘭追加条約草案と、条約を解説する書翰、長崎踏絵廃止の伺いも上げられる。

書翰は①ハリスのいう「重大事件」は「交易並び別に他港を開く」こと、②英国の使節が渡来し交易を強要される失態を恐れる、③各国の商法・税法・税徴収法などの調査を続けた、④「容易に緩優交易(自由貿易)」は始めがたく、オランダ・カピタンは出島の協荷商法(オランダ商館員が出島に持ち込む個人商品の貿易)に準じ通

商開始を勧めるとし、オランダ商法の協荷物商法を援用する漸進的な通商開港のための日蘭和親条約追加条約を取交す、⑥長崎一港の開港では不都合で箱館も通商開港すると主張する。

日米協約の箱館での通商開港を日蘭追加条約で許可する理由に、⑦箱館の貿易開港による幕府の収益とアメリカ捕鯨船のほか、ロシア商人の千島・箱館進出に備え幕府が積極的に貿易へ参入し、アメリカ・ロシア商人を開港場箱館から撤退させることも視野に入れる主張をする。⁽¹⁾最後に⑧英船等が渡来して通商を強願されても手馴れた協荷商法により、凡の見通しも立つとしている。

長崎の報告を受け通商開港に慎重な姿勢を持ち続けてきた海防掛勘定奉行・吟味役は、交易会所による貿易を漸進的な通商の開始と判断、日蘭追加条約の容認を表明する（「幕外」十七の145 p.490-491）。

踏絵廃止と日蘭追加条約案の評議

踏絵は隠れキリシタンを摘発するための政策であるが、居留が増加する外国人の感情に配慮し廃止が提議される。長崎の3名から日蘭追加条約の伺い書と踏み絵の廃止の上申に対し、有司らの評議が上げられる（「幕外」十七の138・139-147）。

「蘭商法改正」（日蘭追加条約案）に対し、8月27日評定所一座は長崎出張の水野・岩瀬が帰府してからの決定事項と、拙速な条約締結に反対。また踏絵の廃止には賛成し、キリスト教の禁教の続行を主張する。

20日林大学頭は、「イギリス・ロシアもまた貿易開始を要求するので、速やかに和蘭と条約を結ぶ、（日米協約締結の）アメリカにも和蘭との条約を適用させる」と賛意を表明。評議の中で林は唯一長崎の踏絵の廃止に反対、長崎近辺でキリスト教信者が多数おり、下田・箱館でも踏絵の実施を主張。和蘭も英国などの脅威を借りている

が、欧米諸国は元々同盟の国であると注意を喚起し「長崎の3名は外寇を憂えるが、林は国内の人心の動揺を心配」と意見書を結ぶ。

8月17日付の大目付目付の評議は「長崎で作成の日蘭追加条約を、先日アメリカ官吏（ハリス）が、差出したアメリカとヨーロッパ各国との条約や、シャムとの条約と引き合わせ参考にしたが、商税其の外各国と大同小異」とし全面的な賛意を表す。

海防掛の勘定奉行並び同吟味役は、条約附録案の通りと長崎の経営に配慮されている案に賛成。英国の使節が渡来の際はオランダに準じ交渉、と楽観的な見通しを述べる。また評定所一座と同じく箱館の開港に賛成。また長崎の協荷商法を「緩優交易（自由貿易）仲買商法」に近いと評価、銅輸出の禁止にも賛同。ただ長崎・箱館で協荷商法で貿易額に制限を加えず（内外の商人に）競わせると取引が莫大な額になり物価の騰貴を招くと国内への影響に憂慮をあらわす。

8月11日、在府箱館奉行竹内下野守の意見は、まずオランダと条約の締結を主張。各国との交易の程度の見極めがたたない内は、緩優交易（自由貿易）は開けないと慎重論を述べ、カピタンも各国の事情を考慮しており当分協荷商法で貿易を開始しそれを各国にも及ぼすと、段階的かつ漸進的な通商開港政策を考えている。また竹内は日米協約の金銀貨の同量目引き換えの決済は、「兼々心配」としていると、改めて意見を上げ（「幕外」十七の175）ている。幕府有司の評議のなかで唯一日蘭追加条約の銀札使用と日米協約の金銀貨同量交換との違いによる問題点を指摘する。

(1) 長崎貿易調査の3名は箱館開港の理由を「アメリカ捕鯨船、又はロシア領の内、カムチャッカ辺にて渴望いたし候品、長崎にて外国々より請取、箱館に

相廻し置候か、又は同所にてても買い置き、夫々に相渡し候へば、利益もこれ有、彼両国に取候ては、格別都合宜しき、遂には商人を御差し戻しの手順にも相成るべき処、箱館を当時現在の姿に置居らる候ては、アメリカから引き移し商人の交易を、徒に手を束ね傍觀致し居り候のみにて、露西亜も同様商人を箱館に移し、又はクリル諸島の内等に、交易場を開き、その地を盛んにいたし候様にも相成り候ては、蝦夷地お取締り筋にも拘り候間、箱館の儀も、長崎同様、当分協荷商法を以て、交易御開き之無く候ては差支可拘候間、としている（「幕外」十六の207）。

2 日蘭・日露追加条約と箱館開港

日蘭追加条約

8月28日「日蘭和親条約追加（附録）条約」四四か条が締結される。草案から日本側で作成され幕府の意向が全面的に反映された条約である。

第一条で、「長崎・箱館の両港において、今後貿易を許可する、但し箱館は調印後十ヶ月後に開始する」と、箱館の貿易開始日は日米協約のアメリカ開港期日の安政5年6月に日を合わせる。

第二条で、入港船の噸税とんが定められる。四条は外国商船入港のときの積荷目録の規定、五条で船数の制限とそれまで出島「協荷物」にあった貿易額の制限が撤廃される。但し「持ち渡りの品物（輸入品）買い置き、代わり品差し支える節は、会所あり合わせの外国金銀にて、支払い」ができるとする。六条で輸入税は三割五分とされ、会所の直扱い品はこの限りではなく、仲継貿易の輸出入税も取りあえず同じ扱いとされる。七・八条で交易会所での商品の入札や会所扱い品の代金の決済が決められ、代替え品などで生じる損失は会所が補填すること、売れ残り品の会所での臨時入札の実施がきめられる。

九条では、長崎出島での日本商人との直接の売買を認める。さらに「箱館てに而も、

本文直組談判等の場所取決め置くべき事、」と内外の商人同士が直接取引する交易会所の箱館での設置が定められ、日米協約で定められている箱館開港の法的な体裁が整えられる（「幕外」十七の126）。

交渉の草案にあるキリスト教書画や像の持ち込みを禁止する条項は、プチャーチンの抗議で露・蘭両国の条約から削除される（「幕外」十七の184、185）。

日露追加条約の締結

安政4年8月4日、ロシアの使節プチャーチンが中国経由で長崎に入港する。通商条約を新たに締結した場合は、ロシアと優先的と結ぶという、安政元年の約束に従い、幕府はロシアとの通商条約交渉を始める。

8月5日の水野筑後守・荒尾石見守・岩瀬伊賀守3名の上申書は、ロシア使節の渡来に、「外夷（イギリス・フランス）の機鋒を挫き」「オランダほかロシアえも、猶又条約取り交し相済ませ、商法取組み方等、（オランダ・ロシアの）両例も出来いたし候居りはば、この後英仏等罷り越、彼方勝手の談判いたし候とも、差し押さえ方の都合」と述べる。それに加え「下田箱館にてアメリカ人の引合候廉々等をも合考いたし、」、日米協約の米人居留等も「合考」し評議を尽くしロシアと通商条約を締結（「幕外」十七の78）すると3名の決意が表明される。

24日清国からプチャーチン一行が長崎に戻り交渉が再開される。奉行側は通商の「大綱」はオランダに準じ、ほかロシアにはオランダ人の出島にある商館が無い位の差であるとし、ロシア人の居留地設置に言及する（「幕外」十七の114）。

一方同29日、長崎奉行水野らからクルティウスへ「覚書」が示される。①オランダ商館長の上府・将軍に謁見の作法、②日本開港場に妻児の同行の許可、③日本の貨幣輸出は今後の交渉、④長崎箱館での通商の法を定め、条約締結国の通商許可、⑤長崎会

所収納の税で不足が生じた時は、荷物で決済ができる事（「幕外」十七の128）。また「キリスト教法を伝え、並びにキリスト宗門其の他外国宗門の書籍画並びに像、輸入」による日本での布教禁止を通告（「幕外」十七の130、131）。

ロシア領事の下田から箱館への駐在変更

9月3日の会談でプチャーチンは、下田の貿易港の閉鎖に反対し、①日露和親条約本条約で下田・長崎・箱館3港が開港場とされる、②和親条約で下田・箱館の内に領事駐在とあり、条約調印時に下田に置くよう（幕府の）ご沙汰もある、③（本国）政府もその予定で領事も同様に心得て（下田駐在の）準備中であり、交易を開いても領事がいなければ不都合と下田の閉鎖に反対。奉行側は長崎の領事駐在を提案するがプチャーチンは本国政府の了解を得る事ができないと拒絶する（「幕外」十七の189）。そのため日露追加条約の第一条は、閉鎖予定の下田は開港場と明記されず、移港が想定される変則的な取決めとなる。

プチャーチンが草案で求めていた自由貿易の規定は削除され、日本側の意向に沿い日蘭追加条約に準じる会所交易による通商の日露追加条約が締結される。

日露追加条約を受け、ロシア本国は同年12月（和暦）箱館に赴任の領事ゴシケヴィッチに「全権証明書」を交付。⁽¹⁾シベリア経由で安政5年（1858）9月、領事ゴシケヴィッチと家族らほか一行15名が箱館に渡来、旧実行寺内にロシア仮領事館を開く。開港後日本に最初に設けられたキリスト教会と思われるロシア領事付属祭祠堂が境内に建てられる。

長崎で交渉の奉行下役が日露追加条約に「箱館開市の期日は、調印より十カ月」と日米協約・日蘭追加条約に合わせ開港日の記載を要請、プチャーチンは長崎奉行と口頭で確認済みとして断わる（「幕外」十七

の195、202、203）。

長崎の交渉の一方で、クリミア戦争終結に伴いロシアは安政4年7月にサハリンの占領作戦を再開。嘉永6年のクシュンコタン占拠時のロシア副官ロダノフスキーが樺太に上陸し北緯48°南北のナヨロとクシュンナイを占領。ロシア軍はナヨロからクシュンナイに移動後日本の警護の固さに8月1日撤退している。

この事件は日程的には長崎での日露追加条約交渉に直接影響を与えてはいない。しかし蝦夷地の経営拠点の箱館奉行の政策はロシアの動静に大きく左右される。⁽²⁾

(1) 清水憲「初代ロシア領事ゴシケヴィッチの『全権証明書』草案（『函館・ロシアその交流の軌跡』）。平成10年ロシア領事館開設140周年で、原本コピーが函館で展示。

伊藤一哉『ロシア人の見た幕末日本』（吉川弘文館）で、「モスクワ・ロシア帝国外交資料館」文書に皇帝アレクサンドル二世から箱館赴くゴシケヴィッチに渡された「全権証明書」の本文が紹介。「貿易、その他の用件では日本国を訪問するロシア臣民の状況を監督し、しかるべき援助と保護を与えるため、ロシア帝国と日本国との隣国同士としての真実にして善良なる友好関係に基づき、また両国によって締結された諸条約に従って、ロシア皇帝の勅命により、駐日ロシア帝国領事として六等文官ヨシフ・ゴシケヴィッチが任命された。サンクトペテルブルクにおいて、一八五八年 月。略」同書p.33-34。「諸条約」は、安政元年12月締結の「日露和親条約」と同4年9月の「日露追加条約」をさす。

(2) 麓慎一「幕末の樺太における領土問題と場所請負商人ークリミア戦後の樺太開発を中心に」『場所請負制度とアイヌ』p.149-156（北海道出版企画センター）秋月俊幸『日露関係とサハリン島』p.123-125（筑摩書房）参照。安政4年（1857）7月8日、廻浦先の樺太シラスシより箱館奉行堀織部正が同役の村垣淡路守に占領を報告。「幕外・附録四（公務日記之十）」p.659と「幕外」十六の147の6月23日の堀

の上申書（「7月25日堀田備中守へ」）。箱館奉行は未開拓の樺太の東海岸で松川弁之助を漁場の経営にあたらせる。

8月に村垣の上申書でロシア人の動静が報告。箱館に渡来したアメリカのカムチャツカ詰の貿易事務官（コリンズ）からの聞き書きで、「近來マンコ川（アムール川）辺も、大船自在に通行台場築造守衛の兵差し置き等、北地蚕食」を懸念、ロシアのアムール川河口の韃靼人（モンゴル人、元の遺裔）の領地を清国から購入予定なども報告される（「幕外」十七の15-1）。

3 長崎開港と交易会所・外国人居留地

9月7日、長崎奉行兼帯勘定奉行の水野筑後守は同役の勘定奉行への書簡で、日蘭追加条約を標準としてロシアと談判を進めたこと、英米も同じく説得出来るだろうとし、ロシアの交易会所は俵物蔵を使うと報告。プチャーチンらは、「遊女町に罷り越し」、自分らも視察にいくと報告（「幕外」十七の196）。ロシアの仮交易場（交易会所）が条約締結日に開かれている。

同日岩瀬も江戸の同役目付へ報告。日露追加条約を他国との条約の「根基」としたこと、日蘭附録条約締結後初めて入港したオランダ船が日蘭追加条約の噸税を差出したと、長崎での新条約の発効を喜びと共に報告する（「幕外」十七の197）。

ロシアの交易場は9月24日の「長崎奉行書類」に「俵物役所模様替えの上、同所に於いて、持ち渡りの品々取扱」とあり、7日に旧俵物役所が交易場として改装され同所で輸入品が扱われる（「幕外」十七の232）。

以下で、安政4年の米・蘭・露との3条約締結による長崎の外国人居留地と会所交易開港を長崎奉行文書から見る（「長崎幕末史料大系3『手頭留』⑧、⑨」）。

安政4年6月27日、日米協約の規定書が江戸から長崎に送られる。「下田と箱館の奉行と諸事打ち合わせする」こと。同9月

に「この度ロシアも通商許可になり、付いては何時商船渡来してくるのも計り難い、差向き俵物役所模様替えの上同所に於いて持ち渡り（輸入）の品々取扱候筈手順相定め、」られる。同じく九月に、出島南側の梅が（香）崎の近隣の大村領の戸町村が居留地のため上知される。

10月外国人の処遇について八か条の指示がだされる。「安政二年十二月から日蘭和親条約で、市中遊歩が認められた出島の和蘭人と今度また規定（日蘭追加条約）、尤もロシア・イギリス・アメリカ人渡来の節も同様の振合」と和親条約のみ取決のイギリス・アメリカ人に対し追加条約締結のオランダ人と同等の処遇を命じる。

又オランダ人の市中の買物は自由とされ、支払いは会所の銀札です。従前も「遊女屋休息所等」で銀札を使用し、貨幣を使用するの買物は禁じている。⁽¹⁾

同じく10月、市中で買物をする外国人が増え、禁制品、専売品の周知が図られる。長崎で、同年10月長崎奉行から年番町年寄りへ会所交易についての九項目に渡る詳しい指示が手附へ下され、オランダ商法改正による交易会所の商法の周知が図られている。

「手頭留」の安政4年12月に、「長崎湊内海岸附洲之場所埋立の積り右築立て入用の儀会所銀出方多の折柄に付成る丈手輕に目論、先新地より梅ヶ崎辺手輕之場所、（⑨の22）」とある。12月着工の外国人居留地は、新地から南手の梅が崎辺りで着手され、計画総体の面積は一万四千七百坪である。⁽²⁾

また「交易場（交易会所）」が完成し、ロシアとの新交易場掛に出島でのオランダとの貿易を学ぶように指示。出島の商館をオランダの交易場としている。12月、踏絵の中止の指令がだされる。

安政5年5月、「去月二三日井伊掃部頭

殿御大老職、」井伊大老の就任。

5月以降長崎にアメリカ船の入港が相次ぐ。21日、翌日の目付けが入港のアメリカ船を訪問時に祝砲がある。「不法アメリカ人取締」、6月『日本酒並蘭酒壺墨利加人へ一切売渡申間敷き、、、』。同月19日幕府は日米修好通商条約を調印。

- (1) 会所交易開港期の長崎の「交易場」の様子を伝える史料として安政5年の夏のインド総督エルギン伯に率いられたイギリス使節団の一員のR・オリファントの見聞録がある。オランダとロシアの「交易場(交易会所)」の仕組みや扱い商品が伺える貴重な記録である(「維新の港の英人たち」ヒュー・コータツツイ p.25-28)。
- (2) 「同(安政四)年九月四日老中堀田正睦は肥前国彼杵郡戸町村並新田の上知を領主大村丹後守に命じ、同月九月、これを一村の絵図とともに長崎代官高木作右エ門忠篤に授け、翌五年十月上知の代地として肥前国高来郡古賀村を大村丹後守に与えたことが『大村家譜』に見えている。」(菱谷武平「長崎の外国人居留地の研究」p.131)。

通商開港を前にして安政6年(1859)3月18日、長崎奉行は絵図面を添えて「長崎港内新地築立て」(二万三千六百八十一坪)の上申をしている。この上申書(「幕外」二十二の276)によると安政4年の新地南手の埋め立て計画は一万四千七百坪である。

4 幕府の文化・風俗政策の転換

安政4年の3か国との条約により外国人の居留による日本人との接触に備え、幕府は外国人に対する文化政策・風俗対策の改革を図る。

日蘭・日露両追加条約実施に伴い、踏絵廃止と外国人の場所が限定される信仰の自由が決められる。安政4年8月29日オランダ領事の妻女の江戸へ同行が初めて認められる。

安政4年の日米協約の締結交渉中にアメリカ総領事のハリスと通訳のヒュースケン

が日本女性の同居を求め、幕府は看護人の名目で許可、箱館の貿易事務官ライスも、安政4年箱館渡来直後から日本女性との同居を求め許可される。

長崎の出島や唐人屋敷は遊女の出入りが認められていたが、箱館で幕府は外国人のための公的制度の遊廓を安政5年1月に許可する。⁽¹⁾

長期間の海上生活で壊血病が多発し、生牛の供給は健康に関わる人道的な問題とされる。出島でオランダ人へ生牛は提供されていたが、他国の外国船への供給は禁止される。安政2年箱館に入港のイギリス軍艦から、生牛の供給が繰り返し要求される。翌3年7月25日幕府は箱館港に限りイギリスに牛の供給を許可。その後9月20日にアメリカ・ロシアほかフランス船にも認める。

安政4年に長崎奉行も許可を申請、6月に海防掛は牛・羊の3港での供給を上申、それに対し、開港場の牧場取建ての指令がだされる。⁽²⁾

安政4年4月5日アメリカ貿易事務官ライスが捕鯨船で箱館に渡来。日米和親条約に箱館の領事など官吏の駐在の規定はない。ライスは国書を持参していたため、奉行は浄玄寺に仮止宿を許可。8月ライスの要求で軍艦ポーツマス号に2頭の生牛が供給されている。

安政4年箱館で翌年6月の交易会所開港予定に向け、大規模の牛・豚・鶏の養育がされる。交易会所掛の中に「牧場掛」一名が任命され、貿易の主要商品として考えられていたことが判る(「日記」安政五年正月十五日条)。牧場掛の下役数名も後に任命される。亀田川河口の一万坪のアメリカ人居留地に、ライスの居宅と菜園も予定されている。

(1) 開港場の外国人と遊廓の問題について、「幕末の遊廓—開港場の成立に関連して—」(阿部保志『地

域史研究はこたて』第25号)が、幕府の開港場の対外政策の一環として、遊廓の設置を論じている。

- (2) 生牛の供給は、「箱館に限り相渡し、長崎下田にては相渡さず積り、先だつて箱館奉行へ申し渡し候儀には候えども、食用の品に付き、「牛羊牧場取建て候積りに相心得、場所の儀取調べ、」(「幕外」十六の168、169)。

(4) 日米修好通商条約と自由貿易

1 ハリスの将軍謁見と通商開港宣言

安政4年7月20日の米国軍艦ポーツマス号の下田入港をきっかけに、ハリスの出府が決定、8月6日に通告される。9月幕府は通商開港の宣言のお触れを起案。10月21日ハリスは将軍に謁見、アメリカ大統領の国書を捧呈する。

5日後ハリスは、堀田邸で2時間の「重大事件」の口演。11月1日幕府は国書とハリスの口演の陳述を三家以下全国の諸侯に示す。水戸藩主徳川斉昭・慶篤父子は、幕府の措置に警告するが、11月3日、通商開港を宣言するお触れが全国に布告される。⁽¹⁾ 11月お触れの将軍上申と同16日に、武家伝奏(武家の要請を天皇、上皇に取り次ぐ役職)を経る(「幕外」十八の78・79・92・107)。

箱館に老中の開港の達が届くのは安政4年12月18日である(「日記」)。10月にアメリカの貿易事務官のライスを亀田川河口の米人居留地に案内している。12月20日箱館奉行は、交易会所の地所の決定に入る。7月2日亀田川河口のアメリカ人居留地と交易会所予定地から2km内陸に、新お役所(五稜郭)の土塁の工事が着工される。

箱館奉行の通商開港のお触れは20日、町会所から箱館市中郷中に廻され、蝦夷地警固の東北五藩の箱館留守居をはじめ樺太南のシラヌシ(白主)会所など北蝦夷地にも通達されている。

ハリスの「重大事件」の口演

ハリスは安政4年10月21日に将軍家定と

の謁見後、26日、老中堀田正睦宅で二時間の「重大事件」の口演をおこなう。ハリスは、演説で蒸気機関や通信機器・交通機関など世界の技術進歩の発展を説き、アメリカの西海岸の開発で、東アジアが一段と近くなった世界の大勢を説明する。

口演後、応接委員の川路・井上らは、公使の役割と自由貿易についてハリスを訪問。ハリスは条約の大綱を六か条に要約。①両国に政務を扱う公使を都下に置く、②現在の開港場の添港を期限を定め開く、下田は交易(貿易)に不便なので代港を開く、③アメリカ船は日本政府に輸入税を払う、④アヘンの輸入は厳禁、⑤両国民は相対で交易し役人の介入がない事、⑥以上は十五年を過ぎる時点で両国政府の一方が望むと改定できる。

またハリスは、長崎・箱館のほか下田の代替に日本アメリカ双方が便利な二、三の開港を望み、「交易条約を結ぶと、箱館には、数百艘の捕鯨船が入港し、鉄錨・鉄鎖を求め、日本になく何れも本国から輸入し、日本に貯め置くが、その時必ず税を差し出す、」ので関税が入ると自由貿易のもたらす国益を強調する。

2 新条約交渉と「自由貿易」開港

新条約交渉の開始に先立ち、12月2日西丸老中役宅で堀田から、①貿易開始の承諾、②公使駐在の承知、時期・居住場所・規則等委細は別途に打合、③下田の代港を含め3港を開港、が提示される。ハリスは3港以外の開港場の増設、交渉委員の全権委任状の交付とハリスの草案をもとに交渉を始めることを要求。

新条約交渉と会所交易の拒絶

日本側交渉委員の下田奉行井上信濃守と目付岩瀬肥後守が12月11日城内の蕃書調所での第一回目の交渉に臨む。

日本側から、貿易は(1)露国と蘭国との条約の規定に準じたい、(2)開港場所・貿易仕

法は露蘭条約に準じ締結し、後に改正、(3)開港に関し国内の人心不折り合いである、(4)長崎・箱館2港のほか下田を閉じ横浜を含む神奈川を開港、(5)3港の貿易法は年限を定め露蘭追加条約に準じる、(6)アメリカ公使館は六郷川から神奈川の内に置く、(7)長崎・箱館居留地の規則は神奈川に準じる、(8)開港場は日本人と雑居せず、国毎に分けられる外国人居留地を設置、通商方法は(9)「露蘭との交易方法は、交易場と呼ぶ手広い場所を港ごと置き、日本アメリカ一同この場所に品物を持ち寄り、大勢が互いに入札して取引(する)」と、長崎と箱館で進めている「交易会所貿易」を説明する。

それに対しハリスは「自由の商売でなく、役人立会いの貿易」と一蹴。日本委員は「役人はその場所に一切携わず、品物を買取りたいものは、誰でも勝手次第に立ち入り、直接売買いたし、代金品物随意に取引する、則ち勝手(自由)の交易である」と釈明。しかしハリスは取り合わず、別項の討議に移る。会談はハリスの交易会所の拒絶から始まる。

公使の日本駐在と開港場の増大

翌日の会談で、公使駐在と条約交換の期日が議論。日本海側の二港の開港がハリスから要求。また貿易については、「箱館は、数百艘入港しても、みな捕鯨船で薪水の調達だけで、日本の産物を買入れる見込はない、」と断定する。新たな開港場所は、江戸・大坂・京都などの大都市を開き貿易すると、商売繁盛で国益増大し諸外国も承服と持論を展開する。

14日の会談で日本は京都開市と大坂開港は、皇居に近く拒む。ハリスは貿易で年間三百万両の収入になり、年々政府が富み末流の大名が衰退し国の都合が良いという発言。日本委員は幕府・諸藩の両立を主張、ハリスはあきれた様相を示す。

3港の人口は合わせてもわずか8万人と

いうハリスに、既に長崎でロシア・オランダに交易会所開港を許可してから長崎に夥しい商人が移住していると反論。

江戸開市と会所交易の放棄

16日の会談では、日本側から居留は神奈川横浜で、江戸には商売だけに行く開市が提案される。日本の問屋制を説明し、神奈川が開港になれば何十人となし出店すると強調。

井上らは「(開市の)江戸は長崎市中の如く、商売差し支えない」「この度条約取り交した上は、長崎のように会所役人等の立ち入りは無く、すべて日本人同士の如く商売させる」と発言さらに「長崎のやり方でなく大掛かりにする積りで、租税の件は追って」の話合いと、交易会所による貿易の突然の中止を表明する。

12月26日までの十回の会談で、京都・大坂の開市・開港と遊歩・税則以外のハリスの草案は、年内に大筋で合意が見られる。交易会所貿易の放棄を受け、安政5年の1月2日、箱館奉行へ工事中止を告げる内状が送られる。

(1)「今般長崎表阿蘭陀(オランダ)通商御仕法替相成、向後(今後)長崎並箱館両所において、交易(貿易)御差許有之、魯西亞(ロシア)も同様の振合に相成候、右については、外条約相済候国々も、追々右之御処置に可相成候間、可被得其意候、略」(「幕外」十八の79)。

「外条約相済候国々」は和親条約締結済みの、アメリカ・イギリスをさす。お触れは全国で限なく実施されている「維新史料綱要 巻一」(p.435-436)。

(5)「自由貿易開港」までの交易会所

1 箱館の交易会所と運上会所兼産物会所

箱館の交易会所工事の中止後、アメリカ人居留地も貿易事務官ライスの反対で取止められる。安政5年3月25日の日記に「ライス江地所貸渡候儀」「是は畑地の事也」

とあり、ライスに尻沢辺・谷地頭の官林に接する畑地（『函館市史史料編』第一巻）が貸し渡される。河口のアメリカ人居留地は、この頃に廃止されたと思われる。居留地一帯は後に馬牧場となっている。

また同年9月ライスの畑地近くの尻沢辺道沿いに、米・露の領事館地が各々九百坪並び土地が整備される。⁽¹⁾ 安政5年9月晦日、ロシア領事一行15名がシベリア経由で箱館に到着。領事ゴシケヴィッチは領事館地を、尻沢辺道沿いから箱館山麓の高台に要求する。また同年12月海岸町にガラスを使用する洋風の病院がロシアに賃貸される。安政5年8月26日「異船運上会所産物会所兼帯御普請御用」掛が新たに任命され、同時に安政4年7月21日と5年正月の村垣範正任命の「交易会所普請」諸掛は免じられる。お役所坂下海岸にある船細工の作事場を移転させ、「運上会所産物会所兼帯」と最寄りの地に外国人向けの「休息所（公設の遊女屋）」が計画される。請負工事は12月江戸の「伊勢屋伝蔵代 伊兵衛」が落札する。⁽²⁾

安政5年9月箱館駐在の貿易事務官E・ライスが下田にハリスを訪問、翌春まで滞在。ハリスの幕府への相談書と在勤箱館奉行竹内の回答書によると、ライスは貿易事務官としての報酬が少ないため、入港船に物品を販売し、水先案内料に手数料を上乗せ利益を得ていた。竹内は取り締まり上、入港船に市内の物品の相場表を配り、米船ミシシッピー号船長の意見を聞き、ライスの水先案内人の斡旋を止めさせている。ライスは竹内の処置につき下田に来てハリスに訴える。

安政6年1月24日村垣ら勘定奉行、外国奉行、箱館奉行連名の箱館限りの複数の外国人居留地の設定許可の伺いが上げられたが、目付層により条約に違反すると反対され、取り下げられている（「幕外」二十二

の59）。

「自由貿易開港」の4か月前の安政6年2月10日、箱館奉行のお触書が掲げられる。幕府は外交政策の一貫性を強調し、安政4年11月のお触れの交易会所による匠商開始と安政6年の五か国修好通商条約の開港の連続性を強調している。⁽³⁾

2 長崎の交易会所と湊会所

安政5年7月出島出入りの鑑札が廃止になり、通商開港に備え新旧商人の出島出入りが同じ扱いになる。日本は7月にオランダ・ロシア・イギリス・フランスと相次ぎ通商条約を締結。8月、「此度交易場の内当時明居候蔵々領事館願いに依って借り渡し候に付き、、、」と出島内の商館が、日蘭追加条約以降交易場としてオランダのほかイギリスにも使われている。出島内の蔵が空いているのがわかる。

長崎の交易会所による貿易は、安政5年11月頃まで続いているのが確認される。

安政6年3月、「新地前に居住のアメリカ人（ウォルシュ）が取締役（領事）」に、5月4日に長崎に渡来するホジソンがイギリス領事に就任する。自由貿易開港のひと月前の安政6年5月「俵物役所は向後湊会所（運上所）」になる。

外国人居留地は9月から「常盤崎より大浦海岸地先凡そ壱万八千五百坪余り」の埋め立てが始まる（以上「手頭留」）。

3 横浜開港と居留地・交易市场

横浜居留地を巡る交渉は、箱館から安政5年9月に帰府後10月9日外国奉行と箱館奉行兼帯を命じられる村垣範正らが中心となって進められる（「日記」）。

11月17日老中太田備後守から、「京師（京都）なにぶん難しく」と勅許がおりず、日米修好通商条約の批准書交換の延期交渉が申しつけられる。

12月村垣ら外国奉行が神奈川開港の計画概要を上げる。①開港場所諸荷物改め方の

件（運上所と徴税方）、②日本町人の横浜移住の件（居留地に日本商店街の併設）、③号砲の件、④神奈川横浜辺り上知の件である。晦日に水野から「横浜最寄り私領」上知の伺いも挙げられる。同月23日、水野筑後守、永井玄蕃頭、井上信濃守、堀織部正、村垣淡路守の外国奉行5名は神奈川奉行兼帯を命じられる。横浜周辺の村々が居留地候補に挙げられ、1月上知される。

安政6年2月1日から、神奈川居留地の開港地所とワシントンの条約批准書交換延期を巡り外国奉行とハリスの6回の交渉が始まる。幕府は安政4年時点から条約締結国毎の居留地の設置を想定している。交渉で香港の共同居留地をハリスに教えられる。ハリスは居留地を通行の多い街道の神奈川宿近辺を主張し、幕府の挙げる寒村の横浜に反対。またハリスから条約添書で信教の自由の明記という要求がだされ、一方村垣らから箱館の複数の居留地区の設置が申入れられるが、ハリスは回答を保留している。

神奈川居留地所は合意がみられないまま先送りされ、幕府は居留地に日本人商店街を併設する交易市场を急設する。突貫工事により運上所が安政6年6月2日の開港日の前日に完成する（「日記」）。

(1) 「安政三年ヨリ到慶応三年各国人民貸渡取書類留」北海道立文書館所蔵（簿書95）

(2) 「安政五年ヨリ運上産物会所兼産物会所両会所御普請〇〇」北海道立文書館所蔵（簿書A1-3の54）

(3) 「長崎表阿蘭陀通商御仕法替相成、向後長崎並箱館両所ニおいて、交易御差許有之魯西亜同様之振合ニ相成候、右ニ付而外（和親）条約相済み候国々茂、追々右御処置ニ可相成段、去ル巳（安政4年）十二月中触置候通、亜米利加英吉利仏察茂同様御差許有之、来六月から当港ニおいてお取開ニ相成候間、望之者御役所江申立交易いたし不苦候、尤仕法等義者、追々可沙汰及候右之通小前末々迄不漏様可触知者也」（函館市中央図書館蔵「御触書写」『地域史研究はこ

だて』第10号p.181・田畑宏解説）

まとめ

安政5年に結ばれる「安政五か国条約」の日本と各国との通商のための開港場を確認する。条文でアメリカ・オランダ・ロシア3か国が安政4年の条約を通商を開始した条約と理解しているのが判る。

安政5年6月19日調印の日米修好通商条約は第三条で、通商の開港場を「下田箱館港の外、次にいう所場所を、左の期限より開くべし、神奈川午三月より凡そ十五カ月の後より、長崎同断、新潟、兵庫」「神奈川を開く後六ヶ月をして、下田港を鎖す」。日米協約で下田・箱館は通商開港がきめられ、長崎は和親の開港場となる。従来は日米修好通商条約の三条の冒頭の文言は、下田・箱館が日米和親条約の開港場のためとされている。⁽¹⁾

同7月10日調印の日蘭修好通商条約は第二条で「長崎および箱館の港の外、次に載する場所を、左の期限より開くべし、神奈川 午五月より凡そ十三ヶ月、兵庫、」。長崎・箱館は安政4年の日蘭追加条約で通商開港が定められている。⁽²⁾

日露修好通商条約は7月に調印、第三条で「下田長崎箱館の外、次にいう処の場所を左の期限より開くべし、神奈川午七月より十一ヶ月の後より、兵庫、」。日露和親条約で下田・箱館の御用所を介する通商が定められ、日露追加条約で長崎と箱館が交易会所による通商の開港場となっている。

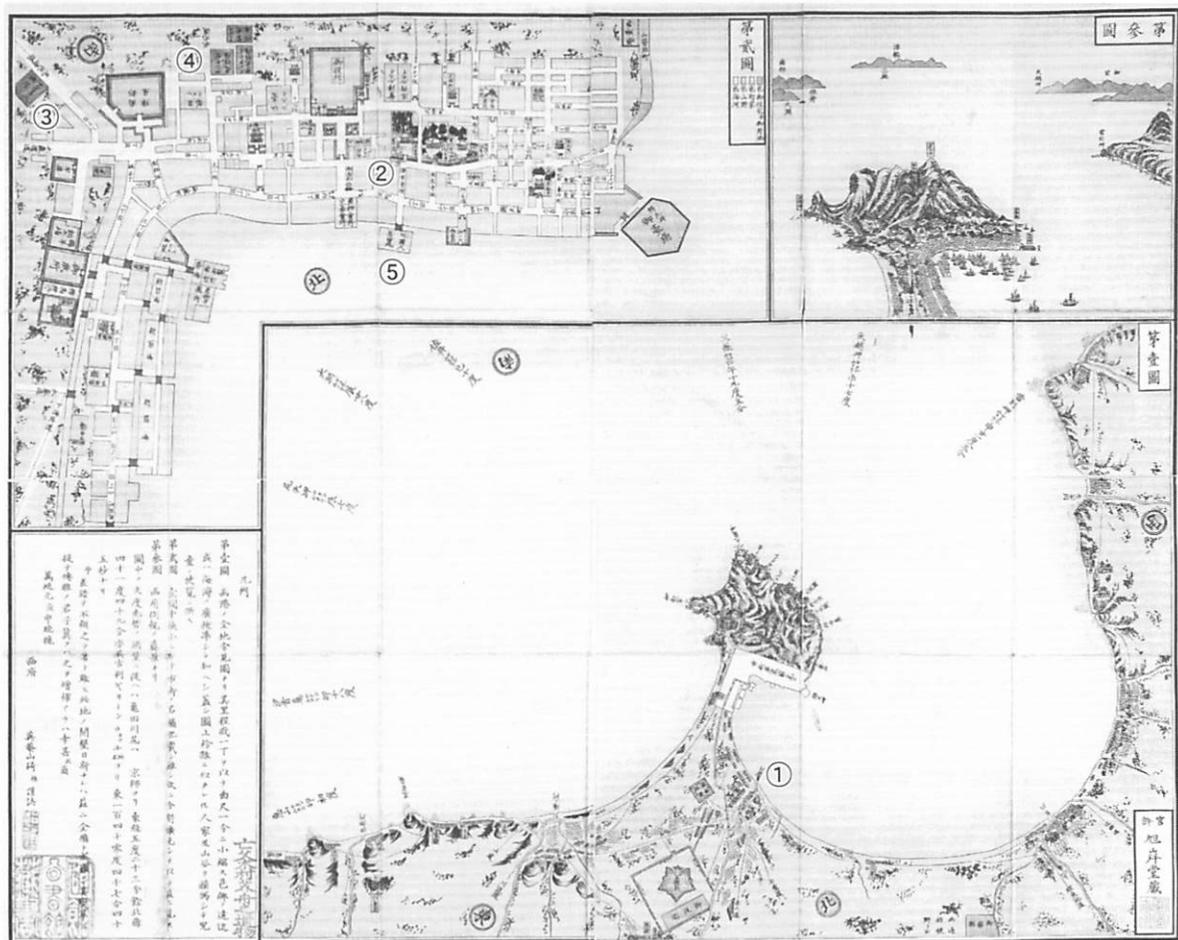
和親条約が締結されるが、通商条約は結ばれていないイギリスと、7月18日に日英修好通商条約が結ばれる。第三条で「神奈川、長崎、箱館港及び町を、、、」と3港がイギリスと初めて通商開港場として掲げられる。和親条約が結ばれていないフランスも、9月3日に日仏修好通商条約を締結。第三条で「神奈川、長崎、箱館港及び村

を、」と、英国と同じく3港を通商の開港場と定めている。

締結の相手国も日本と通商を始めた条約を理解している。安政元年の「和親開港」と、外国人の居留を認める通商の「交易会所開港」、国交を伴う関税制度による「自由貿易開港」と、日本は三段階の開港を経て世界に開国する。

- (1) 石井孝『日本開国史』p.342
- (2) 「1857（安政4.8.29 幕府、長崎にてオランダと追加条約を調印（最初の通商条約）。9.7 幕府、長崎にてロシアと日露追加条約を調印。長崎・函館での通商を許可。」山本博文監修『江戸時代年表』p.232。年表には、日米協約の締結は省かれており、日蘭追加条約を最初の通商条約としている。

（はこだて外国人居留地研究会）



官許//箱館全図（函館市中央図書館蔵）

「自由貿易」開港の翌年の万延元年（1860）に幕府により作成された絵地図をもとにして刷られている。巴の箱館湾に市中と近在（壹図）、箱館市中（貳図）、遠望される箱館（参図）が見事に描かれる。老中安藤信正らが、イギリス公使オールコックとの居留地交渉で使用したと思われる彩色画図。①亀田川河口、②アメリカのライスの「亜人宿所」、③尻沢辺道沿いの「アメリカ人住居」（領事館居留地）、安政6年2月貸渡しの大三坂上の④「ロシア官吏住居」（領事館居留地）の「交易会所開港」期の外国人居留地と、「自由貿易開港」後に築造が始まる⑤大町「外国人居留地」が描かれる貴重な絵図である。（この絵地図の原図と思われるものが、『続通信全覧類輯之部一四規則門法令門』の「箱館居留地規則一件 単」に収録。図書館の「箱館全図」は原図の一部分が省かれている。）

橋立出身 忠谷・田端家の 函館に於ける商業活動

山口 精次

はじめに

忠谷久蔵・久五郎と田端半七の名前を知ったのは平成13年度 市立函館博物館「古文書調査講座」で始まった『酒谷家資料』の整理、解読中の事である。

『酒谷家資料』とは市内在住の商家の酒谷家の子孫から寄贈された資料で、酒谷家は加賀国江沼郡橋立村字小塩（現石川県加賀市橋立町）の出身である。北前船経営に従事し、当主は代々小三郎を襲名した。四代目酒谷小三郎は19才の時、橋立村の豪商で七代目酒谷長兵衛の船頭に雇われ蝦夷地、大坂間を航海した。明治13年（1880）函館に留まり、八代目酒谷長平の所有船数艘を差配し、のち辞して明治15年頃西濱町20番地に雑貨店を開き、商売の拠点を函館に置いた。この後西濱町37番地に移転、雑貨荒物、米穀、酒、塩、煙草等を取り扱う「酒谷小三郎店」を開業した。

四代目酒谷小三郎は明治40年（1907）12月に死去。五代目を継ぐ酒谷孝輔が年少のため、七代目酒谷長兵衛の妹サンの長男で酒谷長作が函館に来て、酒谷家の後見人を務め、店の切盛りをしながら、自身も商売を行った。

『酒谷家資料』は酒谷家に残されていた酒谷長作の明治から大正、昭和にかけての商売上及び私的（一部酒谷家の文書を含む）な文書類から成り、単なる商家の記録に留まらず、函館の商業活動や道内実業家との関わり方の一端を窺い知る貴重な資料でもある。

今回取り上げる忠谷久蔵と田端半七はと

もに加賀国江沼郡橋立村の出身である。明治期の函館における海運業の設立は個人資本が中心であったが、忠谷久蔵は明治19年（1886）に渡島組を、田端半七は明治38年（1905）に千島汽船合資会社を、有志による共同出資で設立した。しかし、『函館市史通説編第2巻』「第四節 汽船主導の海運界」には、田端半七の記述はなく、また『橋立町の歴史』「第十章 各地で活躍した人々」には、2人の業績を「忠谷久五郎（久蔵の事。次章函館進出で解説）氏は南樺太も未だ露領であった明治30年（1897）頃より、樺太鯨建網漁業に着手した」、「田端半七氏はエトロフ島鮭、鱒漁業に着手して之を経営し、同島建網漁業の草分けとして、函館漁業界に重きをなし…」と紹介されており、海運業の記述はない。このことから、本稿では忠谷家と田端家の函館に於ける海運業を中心とした商業活動を調べ、橋立出身の北前船経営を中心として活躍していた商人が、函館に於いてその後どのような商業活動を展開したかを明らかにし、函館商業界の歴史の一端を紹介するものである。

本稿は文献と当時の新聞記事（海難事故、広告、商業登記広告）を資料とし、内容は函館進出から漁業、海運業、牧場経営、会社役員、子孫の事業展開を含み、記述の範囲は明治4年（1871）から昭和20年（1945）迄の約75年間とした。各項では、個人が漁業、海運、牧場経営が出来たようになった時代背景を述べ、樺太島漁業では、露領時代と日本領時代に分け、何故露領時代に日本人が樺太島で漁業が出来たかを、諸条約

から詳述する。

忠谷久蔵と田端半七の函館進出

・忠谷久蔵の函館進出

忠谷家は「累代金沢支藩大聖寺藩士」⁽¹⁾で「廻船を業として」⁽²⁾いた。士族格となったのは献金などの功による。忠谷久蔵は天保9年(1838)8月生。⁽³⁾本籍は石川県江沼郡橋立村字橋立ウ159番地⁽⁴⁾(現石川県加賀市橋立町)で、函館は寄留。⁽⁵⁾橋立で廻船業を続けながら、明治4年(1871)「出張店を函館に設けて荒物及海産商」を始めた。最初は冬金津喜兵衛名義で営業し、明治14年(1881)2月から六忠谷名義に改正し、⁽⁶⁾大町17番地で営業を始めた。明治18年(1885)11月三代目忠谷久五郎は久蔵と改名した。⁽⁷⁾忠谷家は「由緒書によれば久五郎-久蔵-久五郎と伝えた」⁽⁸⁾とあり、三代目の生没は「天保4年~明治末年」となっているが、正しくは「天保9年~明治30年」。改名が知られていない為、三代目は、郷里では久五郎、函館では明治18年(1885)11月以前は久五郎、以後は久蔵と呼ばれている。四代目が久五郎なので文献を見る時は注意が必要である。混乱を避ける為、本稿では文献の三代目久五郎を久蔵と改めている。忠谷家の家系は、正しくは初代久五郎-二代久蔵-三代久五郎(久蔵と改名)-四代久五郎-五代平安と続く。忠谷久蔵は函館を拠点に明治12年(1879)から根室、奥尻島、十勝大津に漁場を開き、明治26年(1893)頃から樺太に進出、漁場経営を開始。明治19年(1886)2月には商人や漁業家の共同出資による渡島組を設立。渡島組はその後函館汽船会社、函館汽船株式会社と改称、自家の漁獲物輸送を兼ねた海運業に乗り出した。四代目忠谷久五郎は明治16年(1883)11月家督を相続。明治20年(1887)に来函し、父久蔵の仕事を手伝い、久蔵が明治30年(1897)病没すると事

業を継承、明治32年(1899)から畑・牧場経営にも着手、家業の拡大を図った。明治42年(1909)設立の樺太物産株式会社の監査役、明治44年(1911)設立の合資会社樋口回漕店の役員、樺太水産団体では各組合評議員も務めている。

・田端半七の函館進出

田端半七は本名を谷野二郎と言う。谷野家は「世々船乗りを業」⁽⁹⁾としていた。「実父は谷野治平と称し、半七(二郎)は其次男なり…半七年少同村の船乗業田端半七の養子となり、養父半七に従って船乗りとなり、各地を航海」して明治10年(1877)函館にやってきた。谷野二郎こと田端半七は嘉永2年(1849)9月生。⁽¹⁰⁾本籍は石川県江沼郡橋立村字小塩コ123番地⁽¹¹⁾(現石川県加賀市橋立町)で、函館は寄留。明治10年(1877)から二郎は函館で漁業家になる修業を続けるため「千島漁業の有望なるを看取り船乗を止めて漁業者たらん事を志し、暫く身を商家に寄せ其実情を明にして後ち徐ろに着業するの誤なきを悟り、其年函館西濱町先代酒谷小三郎(四代目)の同郷の人なるを便りて…」の酒谷商店に入店し、商いの仕方を習得。やがて支店支配人になり、明治15年(1882)辞して独立、「物産水産商 酒谷支店⊖田端商店」を設立した。田端家は明治15年(1882)から橋立で船乗業、函館で荒物店の兼業を始めた。支店支配人の事は『酒谷小三郎(四代目)事績』⁽¹²⁾に「三拾五才始メテ自分商店函館出シ…支店支配人田端半七トス」と記録されている。酒谷小三郎は嘉永2年(1849)10月橋立村字小塩の生まれで田端半七とは同い年。明治19年(1886)12月養父田端半七が死去。二郎は家督を相続し、半七を襲名した。明治23年(1890)頃から念願の択捉漁業に着手、漁場経営を開始した。明治38年(1905)4月には択捉漁業家の共同出資による千島汽船合資会社を設立、のち

合資会社は解散し、明治42年（1909）3月千島汽船株式会社と改称、自家の漁獲物輸送を兼ねた海運業に乗り出した。大正11年（1922）3月合名会社函館塩販売所（大正3年（1914）6月設立）の役員を務めている。

・函館進出と北前船経営からの撤退

田端半七は千島漁業が将来有望と見て船乗りを止め、漁業家になるため函館に来たが、忠谷久蔵もまた漁業経営を視野に入れて函館に来たと思われる。北前船の衰退は明治20年頃から始まったと言われている。原因は汽船の登場、鉄道や通信網の発達が上げられるが、加えて「綿花はインドからの安い輸入綿花に圧倒されて明治20年代に入ると生産量が激減…藍はヨーロッパの化学染料に次第に押され…菜種油は灯火用、搾り粕は肥料だったが、ランプさらに電灯の普及などで灯火用の需要が減り…」⁹⁾と、肥料としての鯨の需要減少と不漁を上げ、産業構造の変化を指摘する説もある。

忠谷久蔵や田端半七が函館へ進出を始めた時点では、北前船の衰退は予測出来なかったと思われるが、橋立の忠谷家は明治37年（1904）1月廻船問屋を廃業。小塩の田端家は大正15年（1926）4月設立の田端漁業合資会社本店を、昭和12年（1937）8月函館に移転。両家とも兼業をやめ、その後函館で商業活動を展開した。

- (1) 『開道五十年記念 北海道』（大正7年8月10日発行 鴻文社）
- (2) 『北海道立志編 第2巻』（明治36年12月15日発行 北海道図書出版合資会社）
- (3) (2)と同じ
- (4) 『北海道国有未開地処分法完結文書貸付台帳』（北海道立文書館蔵）
- (5) 一時的に本居を離れて（旧法では90日以上）、よそに住むこと。
- (6) 『函館新聞』「広告」明治14年2月8日
- (7) 『函館新聞』「広告」明治18年11月11日
- (8) 『加賀江沼人物事典』（平成元年4月20日発行 江沼地方研究会）
- (9) (1)と同じ
- (10) 『人事興信録』（大正7年9月15日発行 人事興信所）

- (11) 『函館新聞』「商業登記公告」昭和12年12月17日
- (12) 「酒谷商店関係書類等」（資料番号15-71 市立函館博物館蔵）
- (13) 『海の総合商社 北前船』（平成15年3月30日発行 無明舎出版）

忠谷久蔵と田端半七の漁業活動

明治政府は明治2年（1869）9月場所請負制廃止を布達したが、場所請負人から反対が起こり、漁場持と改称。だが実態は従来と変わらなかった。場所持が廃止されたのは明治9年（1876）9月で、明治10年頃から一般の漁業志望者に門戸が開かれる。一方樺太島は明治8年（1875）5月『樺太千島交換条約』により、従来の雑居地からロシア領になった。田端半七が択捉島、忠谷久蔵が樺太島で漁業が出来ようになった時代背景と忠谷久蔵が露領時代の樺太島で何故漁業経営が出来たのかを、『諸条約』の条文から見てゆき、忠谷久蔵と田端半七の漁業権、忠谷久蔵、久五郎の漁獲高にも言及する。

・開拓使の漁業政策

明治政府は明治2年（1869）7月8日開拓使を設置。同8月15日蝦夷地を北海道と改称し、11国86郡を画定、北海道諸郡の分領支配を始めた。開拓使は同9月28日場所請負制廃止を布達。廃止の理由は「…中央集権的統一国家を樹立するため、封建的体制を打破していく必要」があり「場所を返上せしめ、その独占を打破して、全道沿岸漁場を開放し、一般人民の企業に便宜を与ふる」⁽¹⁾ためだった。因みに明治2年（1869）開拓使設置時の択捉島紗那、根室、十勝、奥尻島の場所請負人は順に栖原半六、藤野喜兵衛、杉浦嘉七、荒尾新右衛門。択捉島は安政元年（1854）12月21日に調印した「日露和親条約」により、当時日本領であった。

開拓使の方針は「あらかじめ諸必需品の仕込みや労働力の確保を必要とする漁業経営の特殊性をかながみて、場所請負制を

「年々漸々」に变革する⁽²⁾ ことだったが、廃止を布達すると場所請負人からは反対運動が起こり、結局明治2年(1869)10月29日「請負名目被廢候二付、当分漁場持ト相唱可申、其余ノ義ハ従前ノ通り」と布達。場所請負人は漁場持と名称が変わっただけとなった。次に、開拓使は漁場持に移民誘致を働きかけ、新しい漁場開拓を奨励。根室開拓使出張所は明治2年(1869)10月頃から漁場持に暫時府県から移住民を募集し、漁場開業を望む者は誰でも身分に応じて許可することを論達。新規出願の柳田藤吉には根室、花咲両郡の各漁場33カ所の新開を許し、柳田藤吉は自費をもって渡島国や奥羽地方から漁民を根室に移住させた。函館出張開拓使庁は明治4年(1871)11月奥尻島で、本籍・寄留を問わず開拓を望む者は全島の漁業に関し将来十分の見込みを立てた者にかぎり、営業を許可すべきことを布達。民間人の漁業奨励を始めた。

漁場持を廃止したのは明治9年(1876)9月21日で、漁場、昆布場は営業志望者に割渡す旨を布達。漁業志望者に門戸を開放し、一般の資本力のある者が漁業に着手する道が開かれた。

・樺太島における漁業の展開

明治政府は明治3年(1870)2月13日樺太開拓使を開設。当時樺太は安政元年(1854)12月21日に調印した『日露和親条約第2条』により、是迄の仕来り通り雑居地で、樺太開拓使開設当時の樺太の場所請負人は栖原角兵衛と伊達林右衛門であった。

開拓使は明治3年(1870)3月樺太に官営場所を開設。当時官営場所4カ所に対し、民営場所は15カ所であった。同9月全島の漁業に関し、将来十分の見込みを立てた者にかぎり営業を許可することを布達。漁業志望者に門戸を開放、漁業に着手できる道を開いた。明治7年(1874)には「開拓使樺太支庁の調査に依れば官営漁場は二ヶ所

で、栖原、伊達の経営に係わる者五十七ヶ所に及んだ⁽³⁾」と言われている。

明治8年(1875)5月7日に調印した「樺太千島交換条約 第1款、第2款」により、日本は樺太島の権利をロシアに譲り、その代わりロシアはウルップ島以北18島のクリル諸島を日本に譲り、樺太は雑居地からロシア領になった。しかし漁業に関しては、「同条約第6款 第1、第2」は日本船の樺太コルサコフ港に来る者の為に、10年間港税、海関税を免じ、日本船や商人が通商航海の為にオホーツク海諸港、カムチャツカの港に来ることを許し、海岸に沿って漁業を営むことを許可している。明治8年(1875)8月22日に調印した「条約付録 第1条、第2条」では従来樺太で漁業に従事していた日本人の漁民は引き続き漁業を継続し、諸税を免除されることが明記され、営業の継続にはロシア国に対して願書と漁業に従事していた事を証明する届出が必要になった。「樺太千島交換条約」と「条約付録」には、新たに樺太に行って漁業を営む条項はないが、樺太がロシア領になっても日本人の漁業が続けられる事が明文化されていた。

当初樺太で漁業に従事していた漁民に、以上のような特典がありながら、日本政府は「本邦人が依然該島で漁業を営めば露人との紛擾絶えないだろうと憂慮し、殆んど強制的に漁民に漁場を放棄させ…」この為栖原角兵衛は「七十年間苦心経営した漁場と巨額の財産を放棄して引き揚げることとなり、其の損害百万円に及んだが、政府は僅か一万八千円を補償した…」⁽⁴⁾ だけだった。

その後「函館天神町木田長右衛門(タライカに漁場を有す)、内瀨町佐藤和右衛門(シッカに漁場を有す)の二人⁽⁵⁾」は願書を提出し、その他政府に陳情する者もあり、「日本政府でも条約の解釈上、漁業者に撤退を命ずるの必要なきを悟りたる為め、其

翌年即ち明治九年二月に至りて政府より「露国と交換相候樺太島に従事漁業営居候者は旧漁場に於て引続き営業不苦候」⁶⁾と布告を発し、漁業を営むことが出来るようになった。しかし営業の継続に必要な願書と証明の手続きをしなかった為、後から日本の漁民は新漁業者として扱われロシアの過酷な課税に苦しむ事になる。明治16年(1883)5月ロシア政府は漁業税法を發布、この時点から日露で課税に対する協議が繰り返される。

樺太に出漁するには渡航手続きが必要で、「其領土が露国政府に属して居るから…渡航の船舶は最寄の税関(函館、新潟、小樽の三港を経由するもの多し)に於て外国渡航の認可を受けなければならず」、航行は「遠く北海道の西海を經過し、彼の大島、小島、利尻、礼文島の急潮と暴風怒濤を凌いで」行き、また「樺太にては品物購買、人夫の傭入など万事不便であるから、漁業に要する船、漁具、漁夫は勿論、漁場建設に要する大工、鍛冶工等並に其食品より漁獲物及加製の食塩、筵縄等一切の品物を搭載しなければならず、又漁業終了に際しては一般の雇夫並に水産物を携帯して帰らなければならない…」⁷⁾状態であった。

露領樺太島で漁業を営む場合は借区料を支払った。「千九百三年貸与スヘキ沿海州及薩哈唎島沿岸漁場区域表(千九百二年十一月十一日総督代理陸軍大将[ベ子フスキー]氏許可)」⁸⁾によれば、ロシア人の借区料は総て25留。日本人は、東海岸(第1号~第89号)150~250留。亜庭湾(第90号~第155号)150留。西海岸(第156号~第236号)25~300留であった。

このほか日本人は以下の税金を負担した。営業・番頭・印紙税。布度税(漁獲物の輸出税)。釜税(杓粕製造の薪代)。地稅(納屋、干場借用の土地代)。伐木税(漁場用木材の伐採代)。人夫薪税(暖炉、煮物用

薪代)。舟税(昆布、無脊骨海産採取税)。⁹⁾

日露戦争に勝利して、明治38年(1905)9月5日に調印した「日露講和条約第9条」で、樺太島南部及其の付近の一切の島嶼は日本に譲与され、その譲与の北方境界は北緯五十度と定まった。

この時から南樺太は日本領となり、「同第11条」ではロシア国は日本海、オホーツク海、ベーリング海に瀕するロシア国領地の沿岸の漁業権を日本に許与し、詳細は明治40年(1907)7月28日に調印した「漁業協約」に結実した。

南樺太が日本領になったことにより、以後行われる漁業は明治38年(1905)8月7日の官報(陸軍省告示第15号)で告示された「樺太漁業仮規則 第2条、第3条、第4条、第6条」により行われる事になる。

漁業を許可する漁場は、ロシア政府の公示した1903年(明治36)度漁場区域表に掲げるもの、1899年(明治32)ロシア政府が長期の許可を与えた漁場で、漁業を許可する漁場は漁業料を競争入札にし、落札者に許可した。競争入札は日本人で管轄軍衙が相当の資格あると認める者、軍衙が予定する金額以上の最高額入札をした者を落札者とし、ロシア政府から明治36年度の漁業の許可を受けた者、従来ロシア政府から漁業の許可を受けたロシア人の漁場を借受け漁業に関する建物その他財産を現に該漁場に有する者、樺太在住ロシア人で従来ロシア政府から漁業の許可を受け現に該漁場に於いて自ら漁業を営む者に、管轄軍衙は優先の詮議を与えた。忠谷久五郎は優先を得ている。

・田端半七と択捉島漁業

田端半七は明治「廿三年の頃…千島択捉に於て、鮭鱒の漁業を開始し…漁業の仕込を」¹⁰⁾したが「然るに其年同島に於ける漁業仕込共に大不漁に遭遇し意外の打撃を受けて巨額の損害を受けるに至り…」失敗。

明治23年(1890)の『北海新聞』を見ると、この年択捉島は鮭鱒とも豊漁で、この「大不漁」は経験不足から来る漁獲量の少なさと考えられる。「物産水産商 酒谷支店⊖田端商店」¹¹⁾の大損害で主家⊗酒谷家の家運も傾き、『酒谷小三郎事績』¹²⁾に「…則ち四拾五才迄諸財産トモ凡ソ四万円以上財産ヲ所有也、支店支配人田端半七ノ為明治廿七年則ち自分四拾五才七月十七日諸財産トモ一時分粉シ金主ハ七歩払」とあり『北海道立志編』「酒谷小三郎氏」では、手厳しく「…支店員に狡奸の徒あり、財を私して大欠損を生じ家運一跌奈何ともし難きに至る…」と書かれている。因みにこの酒谷家の苦境を救ったのは旧主の旨酒谷長平であった。やがて「其後廿七年同島未曾有の豊漁に依り一挙巨万の利を博するに至り」漁業経営を軌道に乗せ、この成功で「従来の荒物店を止め海産物問屋を開業、同島の漁業を継続」した。

田端半七の択捉島漁場は紗那郡西浦別飛村にあり、択捉島の漁業権は鮭鱒で、漁場は18ヵ所あった(表1参照)。択捉島全体の収獲高と価格は市立函館博物館研究紀要第17号「択捉漁業と駒井漁場」を参照のこと。田端半七個人の収獲高と価格は今のところ不詳である。

・忠谷久蔵と漁業活動

忠谷久蔵は明治「十二年根室の鯨漁場に二十数統を購ひ、二十一年奥尻島に十数統を買ひ又十勝国大津に鮭網十数統を建て…」¹³⁾た(表2参照)。明治19年(1886)頃までは、根室・奥尻・大津の収獲物の運搬は自家の商船を使い、後で述べる渡島組を設立してからは渡島組の渡島丸や北海道丸を利用したと思われる。忠谷久蔵は明治30年(1897)没。後は久五郎が継承した。根室、奥尻島、十勝大津、各場所の漁業権は鮭、鯨(鯨ヅ粕)。根室漁場は9ヵ所、奥尻島漁場は3ヵ所、十勝大津漁場は今のと

ころ不詳である。明治26年(1893)頃から¹⁴⁾樺太島漁業に乗り出し、漁場は最初北東海岸区口モーから始まり、明治31年(1898)東海岸に移り、明治32年(1899)西海岸に7ヵ所漁場を持ち、この時が最多の漁場で、翌年から大正7年(1918)まで3ヵ所になっている。

根室、奥尻島、十勝大津の全体と個人の収獲高と価格は今のところ不詳だが、忠谷久五郎個人の樺太の収獲高と価格は明治29年(1896)から大正7年(1918)まで(表3参照)、樺太島全体の収獲高は明治25年(1892)から明治36年(1903)まで(表4参照)判明した。

忠谷久五郎は樺太島ではどの程度の漁業家だったのか。それを示す明治32年(1899)の資料がある(表7参照)。

この資料から上位5人の収獲高と収獲金額を抜き出してみると、忠谷久五郎の収獲高は上位5人の中に入り(表6参照)、樺太島漁業家52人中の上位5人は実に全体の収獲高の35.26%を占め、収獲金額は34.68%を占めている。樺太島漁業家の中では、大漁業家と言える。

豊漁、不漁はあるものの、忠谷久五郎はどの位の利益を得ていたのか。それを示す資料は今のところ見当たらないが、明治32年『樺太と漁業』の樺太島漁業家全員の諸費と『薩哈噠島漁民収獲一覧表』の収獲金額(表5参照)から、52名の純益を試算してみた。明治32年の収獲金額は1,097,333.958円。諸費は879,000.49円。収獲金額から諸費を引いた純益は218,333.468円。52名で約22万円。収獲金額に対し純益は利益率にして約20%になっている。

樺太島漁業は「領有後も其の経営の中心は依然として函館にあり、漁夫の給料は勿論、漁具、米噌、塩、縄、筵等一切概ね函館で供給し、漁獲物も亦約九割は函館に輸入して各地に販売」¹⁵⁾していた。

田端半七 択捉島の漁業権（函館西濱町）

紗那郡西浦

<表 1>

漁場の位置	鱒 免許番号	鮭 免許番号
別飛村字シマツハマ	紗鱒定 第 120号	紗鮭定 第 122号
別飛村字タニムシヨ	第 19号	第 20号
別飛村字タニムシヨ	第 18号	第 25号
別飛村字タニムシヨ	第 21号	
別飛村字タニムシヨ	第 22号	第 23号
別飛村字タニムシヨ	第 26号	第 24号
別飛村字シヤマベクシナイ	第 102号	第 118号
別飛村字ホノワタリ	第 341号	第 342号
別飛村字ホノワタリ	第 103号	第 104号
別飛村字ホノコツナイ	第 343号	

矢本信三 択捉島の漁業権（函館天神町）

薬取群西浦

薬取村字トイバツ	薬鱒定 第 158号	薬鮭定 第 160号
----------	------------	------------

『択捉嶋漁業権者名簿』（択捉嶋水産会 大正15年 1月調）から作成

忠谷久蔵 根室、奥尻島、十勝大津の漁業権

根室漁場

<表 2>

漁場の位置	鱒定 免許番号	鮭定 免許番号
目梨群（羅臼）	第20号 第22号	第17号 第19号 第23号 第24号 第26号
野付郡（別海）		第37号
標津郡（標津）		第 3号

『根室市史』（昭和43年 7月30日発行）から作成

奥尻島漁場

漁場の位置	鱒建網 免許番号
奥尻郡薬師村字初松前	
奥尻郡青苗村字青留岬	
奥尻郡青苗村字高屋敷	

『江差町史 第 2巻 資料 2』「忠谷家文書」から作成

十勝大津漁場

※「函館区忠谷某ノ漁場多数…」と確認出来たが詳細不明
典拠資料 『北海道殖民状況報文 十勝国』

忠谷久蔵・久五郎 樺太島漁業権、収獲高・収獲金額一覧表

<表 3>

時 期	明治29年(1896)		明治31年(1898)		明治32年(1899)		明治33年(1900)	
漁業権者	忠谷久蔵		忠谷久五郎		忠谷久五郎		忠谷久五郎	
漁場番号 と名称	北東海岸区 ロモー（メスキネ 湾付近）		東海岸 80 カモイクシ		西海岸 他に 3か所 203 チーカベスポ 204 オロンベントマリ 205 トモナイ 207 ピスポナイボ		西海岸 203 チーカベスポ 204 オロンベントマリ 205 トモナイ	
収獲物種類	収獲高 (石)	収獲金額 (円)	収獲高 (石)	収獲金額 (円)	収獲高 (石)	収獲金額 (円)	収獲高 (布)	収獲金額 (円)
鮭 鱒 鱒ノ柏 身欠鱒 乾魚、鱈 数の子 魚油	1,000.00 350.00	16,000.000 4,665.500	36.05	534.074	515.23 4,018.32	8,050.469 52,238.160	64.00 43,315.00	103.680 62,806.750
合計	1,350.00	20,665.500	36.05	534.074	4,533.55	60,288.629	43,920.00	67,822.710

時 期	明治34年(1901)		明治35年(1902)		明治36年(1903)		明治39年(1906)	
漁業権者	忠谷久五郎、藤田、細野		忠谷久五郎		忠谷久五郎		忠谷久五郎	
漁場番号 と名称	西海岸 203 チーカベスポ 204 オロンベントマリ 205 トモナイ		西海岸 203 チーカベスポ 204 オロンベントマリ 205 トモナイ		西海岸 203 チーカベスポ 204 オロンベントマリ 205 トモナイ		西海岸 203 チーカベスポ 204 オロンベントマリ 205 トモナイ	
収獲物種類	収獲高 (布)	収獲金額 (円)	収獲高 (布)	収獲金額 (円)	収獲高 (布)	収獲金額 (円)	収獲高 (石)	収獲金額 (円)
鮭 鱒 鱒ノ柏 身欠鱒 乾魚、鱈 数の子 魚油	147.00 52,288.00 440.00 69.00 1,196.00	190.220 65,717.160 646.710 162.130 1,614.600	250.00 67,556.00 乾 625.00 2,328.00		91,633.00 211.00 20.00 3,512.00		4,700.00	
合 計	54,140.00	68,330.820			95,376.00		4,700.00	

薩哈唎島漁民収獲一覽表 (明治32年) ①

<表 7 >

漁場主氏名	漁場名称	網数 (投)	漁夫数 (人)	収獲高 (石)	収獲金額 (円)	漁場主氏名	漁場名称	網数 (投)	漁夫数 (人)	収獲高 (石)	収獲金額 (円)
滋賀県平民 岡田八十次	チビサニ 外11か所	建網 13 引網 2	151	鱈 189.56 鰯 2,157.50 魚油 16.00	2,961.875 28,047.500 180.000	北海道平民 榎庭豊作	モサクコタン	建網 1 引網	15	鱈 2.86 鰯 100.00	45,760 1,562,500
東京市土著 宮嶋 鏡八	エベケレンルン 外 2か所	建網 3	94	鱈 450.00 鰯 2,198.27	7,031.250 28,577.510	北海道平民 ③ 山本巳之助	柴濱 外 5か所	建網 10 引網 3	237	鱈 3.74 鰯 1,223.96 鰯 3,397.20	59,840 19,124.375 44,163.600
北海道平民 石川卯之松	カケウシナイ 外 8か所	建網 9	130	鱈 1,194.37 鰯 883.71 鰯 38.00	18,149.920 13,807.969 13,494.000	新潟県平民 田代 三吉	ペンラコロ 外 2か所	建網 3	75	鱈 654.93 鰯 823.21	10,478.880 12,862.656
北海道平民 渋谷 末吉	イヌシナイ 外 1か所	建網 2	61	鱈 764.29 鰯 225.00	11,942.031 2,925.000	北海道平民 小林栄次郎	ピロトロナイボ	建網 2	104	鱈 70.71 鰯 137.00 鰯 1,700.00 魚油 3.40	1,131.360 2,140.625 22,000.000 38,250
北海道平民 ⑤ 忠谷久五郎	トマナイ 外 6か所	建網 7 引網 4	230	鱈 515.23 鰯 4,018.32	8,050.469 52,238.160	新潟県平民 佐藤清四郎	タランコタン 2 外 1か所	建網 3	36	鱈 890.80 鰯 200.39 鰯 16.00	14,252.800 3,131.094 208,000
北海道平民 ④ 米林伊三郎	バイカシヤクシ 外 4か所	建網 5	189	鱈 254.23 鰯 4,458.05 魚油 4.60	3,972.344 57,951.650 51,750	岡部 国松	オコ 外 2か所	建網 3	93	鱈 7.50 鰯 38.00 鰯 1,608.40	120,000 593,750 20,909,200
北海道平民 岡部安五郎	ケノエヒラ	建網 1	10	鱈 6.29 鰯 24.00 鰯 20.80	100.640 375.000 270.400	矢作藤右衛門	モベキリ 2か所	建網 2	29	鰯 920.00	14,375.000
茨城県平民 鈴木重右衛門	大泊外岬	建網 1 引網 1	34	鱈 9.57 鰯 740.00	149.531 9,620.000	三重県平民 田中武兵衛 北海道平民 森 徳松	ヤマノハン 外 5か所	建網 6	157	鱈 42.00 鰯 136.43 鰯 2,850.00 魚油 3.20	672,000 2,131,719 37,050,000 36,000
北海道平民 中村金八郎	テモイ 外 1か所	建網 2	45	鰯 789.72	10,266.000	茨城県平民 大内兵吉郎	オデゴロ 外 2か所	建網 1 引網 2	60	鰯 1,158.95	15,066.350
富山県平民 米田六四郎	ピフルナイ 外 4か所	建網 5	75	鱈 242.86 鰯 599.95	3,794.888 7,799.350	石川県平民 酒谷林次郎	モンジヤナイ 外 4か所	建網 5 引網 1	49	鰯 63.21 鰯 734.70	987,656 9,551,100
愛媛県平民 濱野 覆光	クリオン第 3号	建網 1	14	鱈 42.86 鰯 5.00	685.760 78.125	北海道平民 西村 利光	オハコソナイ 外 9か所	建網 10	131	鱈 215.71 鰯 577.04 鰯 242.00 魚油 4.00	3,451,360 9,016,250 3,146,000 45,000
高知県平民 吉村 清吾	オリントケケナイ	建網 1	17	鱈 24.00 鰯 250.00 鰯 21.50	384.000 3,906.250 301.000	大谷啓次郎	ハチコベツ第 2 号	建網 1	20	鰯 123.40	1,604,200
北海道平民 品田 鹿造	エサシ 外 4か所	建網 5	134	鱈 46.64 鰯 2,569.77	728.750 33,407.010	北海道平民 若山政太郎	フンベトマリ 外 3か所	建網 4 引網 2	75	鱈 3.36 鰯 1,141.52 鰯 484.50 鰯 2.25	53,760 17,836,250 6,298,500 31,500
北海道平民 林 貴吉	クチャウシナイ 外 8か所	建網 5	150	鱈 198.21 鰯 1,003.57 鰯 104.50	3,171.360 15,680,781 1,358,500	北海道平民 相原 亀吉	ミナベツ第 1号	建網 1	14	鱈 60.00 鰯 50.00	960,000 781,250

薩哈連島漁民収穫一覽表 (明治32年) ②

漁場主氏名	漁場名称	網数 (投)	漁夫数 (人)	収穫高 (石)	収穫金額 (円)	漁場主氏名	漁場名称	網数 (投)	漁夫数 (人)	収穫高 (石)	収穫金額 (円)
青森県平民 佐藤 専助	チシナイ	建網 引網 1	9	罾 62.00	968.750	北海道平民 相原貴之助	ミナベツ第 2号	建網 引網 1	14	罾 62.50	812.500
北海道平民 許勢 甚七	タライカ第 1号	建網 引網 1	17	鮭 64.29 罾 92.86	1,028.640 1,450.998	北海道平民 相原 昇	ボロトマリ第 1号 外 5か所	建網 引網 6	89	鮭 365.71 罾 170.71 罾 61.25	5,851.360 2,667.344 796.250
北海道平民 永野 弥平	ナヨロ 8か所	建網 引網 8	153	鮭 1,939.80 罾 1,272.58	31,036.800 19,884.063	北海道平民 柿添松右衛門	カシヨカナイ 外 2か所	建網 引網 3	32	鮭 33.14 罾 150.00 罾 18.00	530.240 2,343.750 234.000
北海道平民 伊藤 龜藏	オコバチ 外 1か所	建網 引網 2	41	罾 68.93 罾 310.00 魚油 0.40	1,077.031 4,030.000 4,500	北海道平民 酒井寅太郎	イソウエンカ	建網 引網 1	14	鮭 8.57 罾 50.00	137.120 181.250
北海道平民 角野梅次郎	ポロモチ 外 1か所	建網 引網 2	32	鮭 10.94 罾 238.57	175.040 3,727.656	滋賀県平民 岡田 伝吉	ニイ 外 2か所	建網 引網 3	40	鮭 32.61 罾 366.57	521.760 5,727.656
吉川雅太郎 東京府上野 杉野録太郎	ボンコタンウ ト	建網 引網 1	16	鮭 5.29 罾 145.71	84.640 2,276.719	北海道平民 森 万作	チオンナイボ	建網 引網 1	34	罾 515.24	6,698.120
北海道平民 内山 吉太 ①	コクンコタン 外 14か所	建網 引網 15	244	鮭 21.43 罾 2,275.50 罾 5,006.70 魚油 18.60	342.880 35,554.688 65,087.100 209.250	青森県平民 柳谷 助市	ナイボロ 外 3か所	建網 引網 4	100	鮭 245.31 罾 19.36 罾 1,613.50	3,924.960 302.500 20,975.500
新潟県平民 有田清五郎	ウエンコタン 外 3か所	建網 引網 4	56	鮭 372.96 罾 462.86 罾 24.63	5,967.360 7,232.188 320.190	岡山県平民 小倉 基	メレイスキモス ト外 1か所	建網 引網	67	鮭 453.00	9,060.000
秋田県平民 佐々木平次郎	トンナイチヤ 外 7か所	建網 引網 8	105	罾 737.14 罾 907.30	11,517.813 11,794.900	静岡県平民 高村権次郎	オタサン 外 1か所	建網 引網 2	30	鮭 2.27 罾 999.88	36.320 15,623.125
石川県平民 笹野 栄吉 ②	ワーレ 外 22か所	建網 引網 23 3	372	鮭 443.21 罾 3,292.32 罾 2,712.50	7,091.360 51,442.500 35,262.500	今井 礼藏	クマネボフボ	建網 引網 1	15	罾 301.29	4,707.656
北海道平民 村上 裕兵	カストムスキ カーメニ	建網 引網 2	30	鮭 0.29 罾 18.57 罾 450.00 魚油 0.40	4.640 290.156 5,850.000 4,500	漁場主不明				罾 85.00	1,105.000
北海道平民 木田長右衛門	タライカ11か所 外 1か所	建網 引網 12	179	鮭 1,442.70 罾 1,048.37	23,083.200 16,380.781	52名	222か所	建網 222 引網 18	4,345	鮭 8,379.79 罾 22,959.21 罾 45,736.57 罾 23.75 鮭 453.00 魚油 60.60	134,076.640 358,737.658 594,445.410 332.500 9,060.000 681.750
新潟県平民 小椋幸次郎	サクコタン 外 3か所	建網 引網 4	47	鮭 33.93 罾 368.57 罾 192.00	542.880 5,753.906 2,496.000	典拠資料 『樺太と漁業』 (昭和 6年 7月 5日発行 樺太定置漁業水産組合) ※集計一部訂正 (計算間違)。名前下番号は収穫金額ベスト5		合計		77,602.92	1,097,333.958

樺太島 日本人 鯨鮨、鮭、鱒の漁獲高(石) <表4>

明治	漁場数	鯨鮨	鮭	鱒
25		3,317.950	2,516.820	20,417.880
26		4,918.800	7,023.660	16,764.552
27	71	8,747.900	5,915.375	17,221.210
28	84	6,656.829	7,619.590	19,716.163
29	116	12,092.675	19,391.740	10,124.630
30	158	16,592.085	8,589.707	34,246.573
31	192	32,609.290	6,335.770	11,228.920
32	222	45,726.570	8,379.790	22,959.210
33	126	40,721.093	7,719.333	8,697.049
34	117	52,192.678	3,089.399	12,626.468
35	107	61,401.350	2,217.932	18,319.848
36	99	90,013.508	2,559.325	16,861.864

『樺太事情』(明治38年 9月15日発行 金港堂書籍株式会社)から作成

樺太漁業家 明治32年 収穫金額と52名の諸費 <表5>

収穫高(石)	収穫金額(円)	仕込諸費項目	仕込金額(円)
77,602.920	1,097,333.958	漁具一切仕込	288,166.90
		漁業塩 60,461俵	42,471.35
		米嚮、食料、石油等消耗費	100,181.09
		雇入漁夫、人夫、臨時雇入露人・土人手当	148,834.90
		魚類、漁具、漁夫運賃、諸雑費	145,880.00
		露国諸税、日本領事館証明手数料、本邦輸入海関税等	153,466.25
77,602.920	1,097,333.958		879,000.49

『薩哈噠島漁民収穫一覽表』『樺太と漁業』から作成

樺太漁業家 明治32年 収穫高と収穫金額 <表6>

順位	氏名	収穫高(石)	収穫金額(円)
1	内山 吉太	7,322.23	101,193.918
2	笹野 栄吉	6,448.03	93,796.360
3	米林伊三郎	4,716.88	61,978.744
4	山本巳之助	4,624.90	63,347.815
5	忠谷久五郎	4,533.55	60,288.629
合計		27,645.59	380,605.466

- 『新撰北海道史 第3巻』(平成2年11月30日復刻 清文堂出版株式会社)
- 『新北海道史 第3巻 通説2』(昭和46年3月30日発行 北海道)
- 『函館市誌』(昭和10年12月20日発行 函館日日新聞社)
- (4) (3)と同じ
- (5) (3)と同じ
- 『樺太及北沿海州付録』(昭和52年8月5日復刻

株式会社国書刊行会)

- (7) (6)と同じ
- (8) (6)と同じ。<注>留はルーブルの事。『樺太事情』(明治38年9月15日発行 金港堂書籍株式会社)によると1留は96銭。布度はプードの事。1プードは4貫360匁4分4厘。
- (9) (6)と同じ
- (10) 『開道五十年記念 北海道』(大正7年8月10日発行 鴻文社)
- (11) 『函館実業者便覧』(明治27年11月発行 北洋社)
- (12) 「酒谷商店関係書類等」(資料番号15-71 市立函館博物館蔵)
- (13) (10)と同じ
- (14) 『漁(すなど)り工(つく)る北洋』(昭和63年8月31日発行 五稜出版社)
- (15) (3)と同じ

函館の海運業における忠谷久蔵と田端半七

漁業経営には収獲物の運搬手段として船舶の確保が必要である。明治20年代は忠谷久蔵が渡島組を設立、明治30年代には田端半七が千島汽船合資会社を設立し、自家の収獲物運搬にも利用した。函館には個人で海運業を始めた平出喜三郎や西出孫左衛門など多くの人々がいたが、忠谷久蔵と田端半七は有志による共同出資で海運業を始めた。渡島組を改組した函館汽船会社・函館汽船株式会社、千島汽船合資会社解散後の千島汽船株式会社設立についても検証する。

・明治期函館海運業の概観

明治20年代の海運業の発達について、『函館市史 通説編第2巻』は「…明治20年代に政府保護のもとに日本郵船、大阪商船が命令航路や補助航路網を全国の主要港湾にめぐらし、それらの定期航路網を中心に、この二大海運会社が沿岸航路を掌握していった。これと対抗しつつ全国各地の群小の船主が大型の汽船を導入して汽船による海運業、特に貨物船経営にのりだしはじめた」と述べている。この頃から日本郵船、大阪商船の二大海運会社の船舶を社船と言い、これ以外の中小海運会社が所有する船舶を社外船と呼んだ。

明治20年代、道内各地に設立された主要汽船会社（社外）は12社（表1参照）。地元有力商人や有志漁業家による設立で、資本金は4,000円から100,000円。50,000円前後が多く、組又は会社で設立し、のち会社や株式会社に改称している。なかには商船組のように、改称した松前商船株式会社を解散。仕事を分業して、新たに松前商船株式会社と松前運輸会社を設立している所もある。地域別で見ると、函館、松前、江差がいち早く海運業に乗り出し、渡島組、岩内汽船会社、天塩北見漕運会社を除く海運会社は明治20年代には姿を消した。

明治30年代に入ると、明治31年（1898）11月有珠郡西紋鼈村に資本金37,500円の噴火湾汽船株式会社、明治35年（1902）3月小樽区に資本金130,000円の子島海運株式会社、明治38年4月函館に資本金65,000円の千島汽船合資会社が設立された。忠谷久蔵と田端半七は、船の航路（寄港地）から考えて（表2参照）漁期間は自己漁場の運搬に使用、それ以外の期間は運賃積みや貸船をしていたと思われる。

・忠谷久蔵と海運業

明治19年（1886）2月函館の商人有志が資本金25,000円の渡島組を末広町115番地村山紋太郎店舗に設立し、海運業を興した。発起人は荻野喜兵衛（忠谷久蔵の惣理）、飯田重助（雑貨荒物商）、坂口治兵衛（水産商）、本庄丑吉（物産商）、村山紋太郎（回漕業）、笹野栄吉（漁業）、中村庄兵衛（醸造業）、小林吟次郎（東京）、大島重太郎（新潟）の9名。設立時の役員構成は不詳だが、明治21年頭取は村山紋太郎（表3参照）、取締役は忠谷久蔵と中村庄兵衛になっている。出資額は不詳。

渡島組は汽船渡島丸⁽¹⁾を使い、営業成績は順調に伸びた。経営の目途がつき、業務の拡張をはかるため、明治21年（1888）2月資本金を100,000円に増資。西洋形汽船

で諸貨物運搬を行うため函館汽船会社に改組し、3月から営業を開始した。発起人は小林吟次郎を除く、忠谷久蔵、中村庄兵衛、飯田重助、本庄丑吉、坂口治兵衛、大島重太郎（代小田井助右衛門）、笹野栄吉、村山紋太郎の8名。初めて忠谷久蔵の名前が登場する。株主総会で渡島丸と北海道丸の購入を議決、2艘で営業した。社長は田中正右衛門で、取締役兼支配人は笹野栄吉。取締役は忠谷久蔵、広谷順吉、村山紋太郎、脇坂平吉である。明治21年（1888）3月19日本社を末広町115番地から西濱町32番地へ移転。同年6月8日業務の都合で東濱町1番地へ移転した。明治22年（1889）11月26日には船場町21番地の埋立地へ社屋、倉庫2棟を新築して移転した。明治25年（1892）には北門丸を購入、3艘体制で営業を続けている。

明治26年（1893）11月22日社名を函館汽船株式会社に改称。明治28年（1895）北雄丸を購入し、4艘体制とした。株式会社に改称時の役員構成は不詳だが、明治28年7月には社長不在で専務取締役は広谷源治となっている。取締役は忠谷久蔵、笹野栄吉、高橋文之助で、監査役は筑前善次郎と能登善吉。明治29年（1896）12月択捉島紗那で北海道丸が遭難。翌30年都丸を購入し、4艘体制を維持している。

渡島組の営業状況が分かる資料は今のところ見当たらないが、函館汽船会社、函館汽船株式会社の営業状況は、数少ない「実際報告」や「事業報告」（表4参照）から多少は知ることが出来る。

利益金も1万円以上出ており、利益金配当・分配表で見ると積立金、償却費、賞与金、役員報酬金、配当金、後期繰越金に充当されており、経営は順調だったように思われる。

北海道丸⁽²⁾は明治21年（1888）12月16日根室港に停泊中大時化に遭い、岩盤に触れ

て船底を3ヵ所破損した。破損箇所より海水の浸入があったが、修繕をして事なきを得ている。北海道丸は積荷昆布五百石、船客百名を搭載し、同港で昆布千九百石余を積取り、函館へ向け出帆の予定で、遭難の際、船客と積荷は陸揚げし、無事であった。更に北海道丸⁽³⁾は明治29年(1896)12月1日、択捉島紗那以南一里字有萌で荷積みし、紗那に向かう途中暴風に遭い、字ヲンネリの沖合百余間のところに座礁。損傷し浸水。乗客(漁夫)、船員220余名は無事だったが、積荷の鮭1,000石余、鱒200石余は浸水、流失した。

忠谷久蔵は明治30年(1897)に死去したが、それ迄は筆頭株主(表5参照)で、実質的な創立者であった。持株は最高の638株で、2,000株の内31.9%を占めていた。長男の忠谷久五郎は久蔵の業務を継承したが、函館汽船株式会社の役員にはなっていない。明治31年(1898)6月現在旧株620株、新株269株。合計持株889株(3,000株の29.6%)を持っていたが、明治33年(1900)12月全ての持株を売却し、函館汽船株式会社から手を引いている。函館汽船株式会社は大正2年(1913)2月17日に解散した。⁽⁴⁾

・田端半七と海運業

明治38年(1905)4月15日千島択捉島で漁業を営む有志7名が共同出資し、資本金65,000円の千島汽船合資会社を西濱町13番地田端半七店舗に設立した。⁽⁵⁾ 目的は海上物品旅客運送業。代表役員は(表6参照)田端半七、駒井弥兵衛(初代)で、役員は平田初熊、鳥海義映、飯岡新吉、川畑孫市、近江亥之助。出資額は飯岡新吉5,000円、他は各10,000円。しかし、合資会社『第参回考課状(明治39年7月1日~12月31日)』によると鳥海義映、平田初熊は各12,500円。田端半七、駒井弥兵衛、近江亥之助、川畑孫市は各10,000円で、飯岡新吉

の名前はない。

汽船共盛丸を大阪三原造船所で新造。明治38年(1905)9月から営業を開始した。翌年天照丸を購入、千島航海に充当した。『第参回考課状』によると、共盛丸の価格は57,000円。天照丸は85,607円余。乗組員は、共盛丸23名(内訳 船長、機関長、一等運転手、一等機関士、二等機関士、事務員各1名の合計6名。水夫及び火夫17名)、天照丸26名(内訳 船長以下同じ6名。水夫及び火夫20名)である。営業状況の分かる資料は『第参回考課状』しかないが、「本期間二於ケル当社営業ノ状況ハ前期二比シ稍々好況ノ如クナリシモ船舶増加ノ為、全業者間ノ競争依然トシテ賃率ヲ引上ル能ハザルノミナラズ、割戻シ等ノ方法ヲ以テ現状ヲ維持セル有様ニシテ収益ヲ増加シ能ハザリシハ一般不況ノ結果ナリト思考ス」とあり、利益金と繰越金の合計は4,722円7銭1厘。内訳は社長報酬金150円、共盛丸・天照丸賞与金各300円、事務員賞与金30円、後期繰越金3,942円7銭1厘となっている。

天照丸⁽⁶⁾は明治40年(1907)7月11日濃霧の為礼文島船泊村字金田岬北東の沖合約2海里の海馬礁に乗り上げ船底を損傷。択捉島で塩鱒を積み込み樺太マウカに寄港し、引き揚げの漁夫と貨物を積み取り、函館に向かう途中であった。乗客(樺太島引揚漁夫、その他)267名、船長以下船員26名は船泊村役場吏員や村民に無事救助され、乗客は14日から汽船日進丸で函館へ輸送。積荷(荷主は31名で、主なる荷主は平出喜三郎、園田商会、広谷源治)は約7分方海水浸潤の損害を受け、船体は使用不能となった。同船は海国保険会社と75,000円の保険契約を結んでいた。共盛丸⁽⁷⁾は明治41年(1908)3月6日、降雪による視界不良の為、礼文島船泊村字高山の暗礁に乗り上げ座礁、船底を損傷し沈没。樺太島マウカか

ら函館に向かう航行中の出来事だった。乗客は村民の救助で香深村へ上陸。8日同村から出帆の第五共栄丸に便乗、小樽へ上陸。船員は矢崎汽船第三共栄丸に救助された。同船は日本海上保険会社と保険契約を結んでいた。天照丸と共盛丸を失い経営の持続が出来ず、明治41年(1908)12月営業を中止。明治42年(1909)3月15日に解散した。⁸⁾

千島汽船合資会社の解散と同時に、合資会社当時の有志による発起で、⁹⁾ 明治42年(1909)3月15日、資本金¹⁰⁾ 50,000円の千島汽船株式会社を仲濱町29番地に設立した。目的は近海航路海運業。取締役は田端半七、鳥海義映、斉藤重蔵で、監査役は駒井弥兵衛、黒江幸弥太。『函館日日新聞』明治43年(1910)1月21日の「第壹回営業報告」では、専務取締役社長は田端半七、取締役は鳥海義映、斉藤重蔵で、監査役は駒井弥兵衛、黒江幸弥太となっている。役員構成は大正6年(1917)まで同じ。大正7年(1918)1月の「第九回決算報告」を見ると駒井弥兵衛は退任。翌大正8年(1919)の「決算報告」では専務取締役は田端半七、取締役は鳥海義映、栖原角兵衛で、監査役は斉藤重蔵、斉藤栄三郎となっている。一株50円で、株主は千島漁業家及びその関係者。第1回払込金は12,500円(250株)で営業を開始。最初は借入船で運航。意外の利益を収めたので、該利益を第2回払込金に充当し、明治43年(1910)の利益を第3回払込金に当てる等して汽船錦龍丸、汽船国見丸、汽船第五盛運丸、三穂丸を購入して千島航路に当て社業の発展に努めている。営業状況は新聞掲載の「営業報告」から(表7参照)知ることが出来る。明治42年(1909)3月から大正7年(1918)までの10年間を見ると、無配当、無賞与、準備積立金のない時もあるが、業績は順調に推移した。株主配当は「第一回営業報告」では250株で、7割5分。「第二回」は350株増

の600株で3割。「第三回」は200株増の800株で2割5分。「第四回」は200株増の1,000株で1割。資本金50,000円で設立し、3年で1,000株に達し、「第十回」は3割の配当で、十年間を通して高配当、好業績であった。

大正2年(1913)から3年(1914)にかけて海難事故で一時経営上打撃を受けたが、大正3年(1914)から大正7年(1918)にかけて、第一次世界大戦(欧州戦乱)で船舶界の好調が相次ぎ、大正7年までの積立金は(表7参照)120,509円(法定積立金10,858円。準備積立金109,651円)に達し、会社の営業は順調で、大正12年(1923)資本金は200,000円になっている。

国見丸¹¹⁾は大正2年(1913)9月8日、函館から択捉島へ向かう途中、時化の為色丹島イタコタン沖で難破したが、乗組員は全員無事であった。短艇に乗り15日根室に上陸。船体は機関部より両断し、船首転覆した。同船は神戸海上保険会社と30,000円の保険契約を結んでいた。三穂丸¹²⁾は大正5年(1916)9月23日、時化の為キシカ北12露里沖合で船体の自由を失い、陸岸に打ち上げられた。堤漁場のチャーターとして函館から勘察加ポリセリラキーへ切揚げのため航行中で、船員は無事。千島汽船会社は合資会社・株式会社を通じて海難事故に4度遭遇しているが、乗客・乗員とも人身事故にはあっていない。

田端半七は昭和4年(1929)6月4日死去。後任の社長は暫く不在だったが、昭和10年(1935)1月6日遠藤義策が社長に就任した。その後昭和17年(1942)1月田端季吉が監査役に就任している。会社の存続は『函館海運史』により、昭和19年(1944)まで確認出来たが、何時解散したか今の所不詳である。

明治20年代道内主要汽船会社

<表 1>

会社名	渡島組	商船組	開航社	江運社	岩内汽船会社
設立	明治19年(1886) 3月	明治19年(1886)11月	明治21年(1888)11月	明治22年(1889) 1月	明治22年(1889) 6月
資本金	25,000円	35,000円	6,300円	70,000円	50,000円
創業時所在地	函館区未成町	松前郡福山博知石町	松前郡福山博知石町	檜山郡江差姥神町	岩内郡御嶽内町
営業収入	第1回 8,550円。第2回 9,500円。第3回 40,887円	第1回 5,107円。第2回 31,683円。第3回 45,246円	第1回 550円		
営業支出	第1回 6,500円。第2回 6,500円。第3回 28,506円	第1回 2,776円。第2回 18,292円。第3回 27,986円	第1回 430円		
創業時株主	9人	5人	3人	159人	11人
その他	明治21年(1888) 7月函館汽船会社(資本金10万円)と明治26年(1893)11月22日函館汽船株式会社と改称	明治23年(1890)松前商船株式会社(資本金7万円)と改称。所在地 福山小松前町に移転	明治21年(1888) 8月26日汽船第1回丸桂恋河沖で破船、休業	明治23年(1890)北海汽船会社(資本金15万円)と改称、所在地 明治24年(1891)函館区東浜町に移転	明治32年(1899) 6月岩内汽船株式会社(資本金10万円)と改称
解散	大正 2年(1913) 2月17日	明治24年(1891)11月30日	明治24年(1891)	明治26年(1893)12月	明治38年(1905)
会社名	天堀北見漕運会社	松前汽船会社	松前運輸会社	浦河汽船合資会社	江差汽船株式会社
設立	明治22年(1889) 7月	明治23年(1890) 3月	明治24年(1891)12月	明治26年(1893)10月	明治28年(1895) 5月
資本金	50,000円	100,000円	50,000円	4,500円	4,650円
創業時所在地	増毛郡弁天町	松前郡福山小松前町	松前郡福山大松前町	浦河郡浦河村	檜山郡江差町中歌町村
営業収入					
営業支出					
創業時株主	165人	10人	8人	39人	81人
その他	明治24年(1891)小樽郡異町に移転。明治26年(1893)11月21日天堀北見漕運株式会社と改称	解散後 株式、汽船は岡田伝五郎に譲渡	明治27年(1894)1月16日松前運輸株式会社と改称	明治27年(1894) 5月1日浦河汽船株式会社と改称	
解散	明治32年(1899) 5月21日	明治24年(1891) 5月 8日	明治31年(1898)	明治27年(1894)11月17日	明治30年(1897)

『北海道庁創業年報』『北海道庁統計書』『函館新聞』『小樽新聞』『北海道毎日新聞』から作成
 ※明治23年商船組から改称した松前商船株式会社は明治24年解散後、松前商船株式会社と松前運輸会社に分業
 ※江差汽船株式会社の資本金、『江差町史』(通説 2第 6巻)では 6,000円

函館汽船 所有船の各航路

<表 2>

船名	購入年	総噸数	登簿噸数	公称馬力	函館を起点にしての航路(寄港地)
渡島丸 木造船	明治19年(1886) 2月 建造年 明治18年(1885) 乗組員 11名	121.30	75.22	14.13	道内の日本海側 江差、寿都、岩内、積丹、美国、古平 余市、小樽、雄冬、増毛、浜益、留萌 太平洋側 天売、焼尻、古前、羽幌、 砂原、森、長万部、室蘭、三石、様似 幌泉、広尾 本州の日本海側 青森、深浦(津軽)、新潟
北海道丸 鉄船	明治21年(1888) 3月 建造年 安政 4年(1857) 乗組員 28名	642.74	398.50	87.70	道内の日本海側 江差、岩内、小樽、増毛、留萌 太平洋・林ノツ 海側 釧路、厚岸、浜中、根室 網走、紋別、枝幸、稚内 択捉島 本州の日本海側 土崎(秋田)、新潟、伏木 太平洋側 八戸、宮古、東京、横浜、四日市 神戸、兵庫、坂出(香川)、三田尻
北門丸 鉄船	明治25年(1892) 建造年 明治16年(1883) 乗組員 22名	694.39	430.53	77.00	道内の日本海側 江差、岩内、古宇(積丹)、美国 小樽、天売、焼尻、利尻、礼文、稚内 太平洋側 林ノツ 海側 釧路、厚岸、網走 紋別、雄武、枝幸、宗谷 択捉島、樺太(ニカラク) 本州の日本海側 青森、船川(男鹿)、土崎(秋田) 太平洋側 八戸、宮古、東京、横浜、半田(愛知) 四日市、大阪、兵庫、坂出(香川) 宇品(広島)
北雄丸 鉄船	明治28年(1895) 建造年 明治15年(1882)	918.11	569.22	79.50	道内の日本海側 福島、古平、余市、小樽、利尻、礼文 稚内、 林ノツ 海側 網走、紋別、幌内、枝幸、宗谷 樺太(大泊・富内) 本州の日本海側 青森、野辺地、土崎(秋田)、船川 太平洋側 伏木、東京、横浜、四日市、兵庫、坂出 安浦(広島)、三田尻(防府)
都丸 木造船	明治30年(1897) 建造年 明治29年(1896)	359.64	222.98	65.40	道内の日本海側 泉沢、福島、江差、寿都、岩内、小樽 天売、利尻、礼文、稚内 林ノツ 海側 枝幸、紋別、常呂、湧別、網走 本州の日本海側 青森、野辺地、船川・北浦(男鹿) 太平洋側 加茂(山形)、伏木(富山) 兵庫、安浦(広島)

寄港地は『函館新聞』『函館毎日新聞』の「出帆広告」と『函館汽船事業報告』から作成。

千島汽船 所有船の各航路

船名	購入年	総噸数	登簿噸数	公称馬力	函館を起点にしての航路(寄港地)
共盛丸	明治38年(1905) 乗組員 23名	394.00			
天照丸	明治39年(1906) 乗組員 26名	536.00			
錦龍丸	明治42年(1909)	660.00			道内の日本海側 寿都、岩内 林ノツ 海側 択捉島各所(留別・紗那・紗万部・ 別飛・薬取) 本州の日本海側 樺太島各所(湾内・東海岸・西海岸) 太平洋側 青森、佐渡、新潟、伏木 横浜、浜坂(兵庫)
国見丸	明治44年(1911) 大正 2年 9月 8日遭難 第一松山丸 購入	506.00			道内の日本海側 増毛、留萌、稚内 太平洋・林ノツ 海側 室蘭、雄武、枝幸、択捉島 各所(上内保、留別、紗那、 紗万部、別飛、薬取、 茂世路)
第五 盛運丸	明治45年(1912)	411.00			道内の日本海側 土崎(秋田) 林ノツ 海側 択捉島各所(留別、紗那、紗万部、 別飛、薬取)
三穂丸	大正 4年(1915)	527.00			道内の林ノツ 海側 択捉島各所(留別、紗那、紗万部、 別飛、薬取)

寄港地は『函館新聞』『函館毎日新聞』の「出帆広告」から作成

※登簿噸=総噸-機関室・乗組員常用室

渡島組、函館汽船会社、函館汽船㈱ 役員構成

<表 3>

設立、社号改称	時 期	社長（頭取）	役 員	典 拠 資 料
明治19年(1886) 2月 設立 渡島組	明治21年(1888)	頭取 村山紋太郎	取締役 忠谷久蔵、中村庄兵衛	『函館市史』 通説編第 2巻
明治21年(1888) 4月26日 社号改称 函館汽船会社	明治21年(1888)	社長 田中正右衛門	取締役兼支配人 笹野 栄吉 取締役 忠谷 久蔵、広谷 順吉 村山紋太郎、脇坂 平吉	『函館汽船会社』 第 1回實際報告
	明治23年(1890) 1月		取締役 忠谷 久蔵、広谷 順吉 笹野 栄吉、田中正右衛門 脇坂 平吉、村山紋太郎	『函館汽船会社』 第 2回實際報告
	明治24年(1891) 1月	社長 田中正右衛門	支配人 山本正徳 取締役 忠谷 久蔵、広谷 順吉 笹野 栄吉、脇坂 平吉 村山紋太郎	『函館新聞』 明治24年 1月28日
明治26年(1893)11月22日 社号改称 函館汽船㈱				『江差町史』 第 6巻通説 2
	明治28年(1895) 7月		専務取締役 広谷 源治 取締役 忠谷 久蔵、笹野 栄吉 高橋文之助 監査役 筑前善次郎、能登 善吉	『函館汽船㈱』 第10回事業報告
	明治31年(1898) 7月	社長 広谷 源治	取締役 笹野 栄吉、高橋文之助 田中正右衛門 監査役 能登 善吉、菅原治郎吉	『函館汽船㈱』 第16回事業報告

千島汽船合資会社、千島汽船㈱ 役員構成

<表 6>

設立、解散	時 期	代表社員（社長）	社 員（役員）	典 拠 資 料
明治38年(1905) 4月15日 設立 千島汽船合資会社 解散 明治42年 3月15日	明治39年(1906) 4月	代表社員 田端 半七 駒井弥兵衛(軀)	社 員 平田 初熊、鳥海 義映 川畑 孫市、近江玄之助 飯岡 新吉	『函館毎日新聞』 「商業登記公告」 明治38年 4月23日
明治42年(1909) 3月15日 設立 千島汽船㈱	明治42年(1909) 3月	専務取締役社長 田端 半七	取締役 斉藤 重蔵、鳥海 義映 監査役 駒井弥兵衛、黒江幸弥太	『函館毎日新聞』 「商業登記公告」 明治42年 3月28日
	大正 7年(1918) 1月	専務取締役社長 田端 半七	取締役 鳥海 義映、斉藤 重蔵 監査役 黒江幸弥太	『函館毎日新聞』 第 9回營業報告 大正 7年 1月20日
	大正 8年(1919) 1月	専務取締役社長 田端 半七	取締役 鳥海 義映、栖原角兵衛 監査役 斉藤 重蔵、斉藤栄三郎	『函館新聞』 第10回營業報告 大正 8年 1月28日
	大正 9年(1920) 1月	専務取締役 田端 半七	取締役 鳥海 義映、栖原角兵衛 監査役 斉藤 重蔵、斉藤栄三郎	『函館毎日新聞』 第11回營業報告 大正 9年 1月30日

<表 4>

函館汽船会社 利益金配当表 (単位 円)

期 間	利 益 金	(繰+利) 合 計	配 当			計 算		
			積立金	償却費	賞与金	配当金	後期繰越金	
第1回 明治21年 3月～12月								
第2回 明治22年 1月～12月	10,019.089		2,000.000	1,000.000	580.000	6,432.000	7,089	
第3回 明治23年 1月～12月								
第4回 明治24年 1月～12月	12,103.134		1,000.000	1,000.000	800.000	8,040.000	1,263.134	
第5回 明治25年 1月～12月								
第6回 明治26年 1月～ 6月								
第7回 明治26年 7月～12月								

『函館汽船会社』の「実際報告」から作成

函館汽船株式会社 利益金分配表 (単位 円)

期 間	利 益 金	(繰+利) 合 計	分 配				計 算					
			準備積立金	船舶修繕積立金	所有物積立金	滞貨償却費	社員賞与金	役員報酬金	配 当 金	後期繰越金		
第8回 明治27年 1月～ 6月												
第9回 明治27年 7月～12月												514.877
第10回 明治28年 1月～ 6月	17,960.557	18,475.434	900.000	5,000.000		1,000.000	1,077.000	600.000	5,000.000	4,898.434		
第11回 明治28年 7月～12月	23,080.356	27,978.790	1,155.000	9,000.000	4,000.000	1,500.000	1,154.000	600.000	0	10,569.790		
第12回 明治29年 1月～ 6月												
第13回 明治29年 7月～12月												
第14回 明治30年 1月～ 6月												
第15回 明治30年 7月～12月												385.096
第16回 明治31年 1月～ 6月	15,586.083	15,971.129	780.000	8,600.000	350.000	500.000	940.000	600.000	4,000.000	201.129		

『函館汽船株式会社』の「事業報告」から作成。明治26年11月22日株式会社に変更（江差町史 第6巻通説2）

函館汽船株主名簿

一株=50円

<表 5>

株主氏名	住 所	明22. 12. 31	明24. 12. 31	明28. 6. 30	明28. 12. 31	明31. 6. 30		明33. 12. 31	
						旧株	新株	旧株	新株
忠谷 久藏	函館 大町	281	309	638	638				
広谷 源治	陸奥国 下北郡 易国 潤	160	176	205	205	205	103	107	36
笹野 栄吉	函館 旅籠町	89	89	130	130	130	65	252	52
広谷 順吉	函館 大町	70	77	62	62	62	31	93	31
大場 庄兵衛	後志国 忍路郡 忍路	56							
田中正右衛門	函館 船見町	50	55	27	27	27	13	57	19
西出 孫三郎	函館 大町	50	55	104	104	104	52		
脇坂 平吉	函館 弁天町	20	22	57	57	57	29		
杉浦 豊太郎	函館 末広町	20	22						
村山 紋太郎	函館 末広町	40							
若山 忠次郎	東京 京橋区 東湊町	20	22	42	42	42	21	63	21
酒谷 長一郎	函館 西浜町	20	22	42	52	52	26	78	
飯田 重助	函館 弁天町	10							
本庄 丑吉	函館 西浜町	10	15						
筑前 善次郎	函館 仲浜町	10	11	20	20	25	12		
金津 季次郎	函館 大町	10	11	18	18	18	9	27	9
藤田 利助	根室 花咲町	10	20						
松村 留次郎	釧路 国厚岸郡 霧多布	10	16	40	40	55	27	82	27
町野 清太郎	加賀国 橋立	10	11	20					
阪口 治兵衛	函館 西浜町	8	9	17	5				
能登 善吉	函館 西浜町	6	32	37	70	70	35	65	22
函館汽船会社	函館 船場町	112							
酒谷 長平	胆振国 虻田郡 虻田村		62	50	50	50	25	75	
山田 竹次郎	函館 会所町		22	42	42	42	21	13	21
中村 庄兵衛	函館 地藏町		9	39	39	39	20	59	20
宮川 清吉	近江国 阪田郡 六荻村		5	15	15	123	62		
広谷 順治	青森県 下北郡 風瀬浦村			123	123			86	29
高橋 文之助	函館 曙町			55	55	55	28	66	22
菅原 治郎吉	函館 西浜町			41	41	39	21	60	20
本庄 房吉	函館 西浜町			29					
新 與三郎	函館 西浜町			10	10	10	5	15	5
石垣 隈太郎	函館 東浜町			10					
青木 栄次郎	函館 大町			10	10	10	5	7	2
溝口 雅夫	函館 船場町			10					
樋口 多喜藏	函館 東浜町			10					
永田 洋次郎	函館 谷地頭町			10	10	10	5	15	5
脇坂 保次郎	函館 弁天町			5	5	5	2		
山口 金治	後志国 古平入舟町			82	82	82	41	123	41
鈴木 沢造	函館 東浜町					29	14	43	
若佐 梅太郎	函館 東浜町					12	6		
江口 岩太郎	函館 豊川町					7	3		
玉本 末吉	函館 大町						50	10	3
瀧野 巳之吉	函館 弁天町							18	30
佐々木 定吉	函館 末広町						2		
忠谷 久五郎	函館 大町					620	269		
山田 慎三郎	函館 根室							825	275
山 勇太郎	函館 根室							280	53
伊東 小太郎	函館 根室							113	38
瀧本 猶楠	函館 根室							60	10
松山 吉三郎	函館 根室							50	17
小林 直勝	函館 根室							50	17
桂井 定之助	函館 根室							30	10
中村 定三郎	函館 根室							30	10
品田 鹿造	函館 根室							28	7
中村 辰五郎	函館 根室							30	10
山本 久兵衛	東京 函館							18	27
宮本 武之助	函館 青森								6
松江 太左衛門	函館 青森								20
木村 寅吉	函館 青森								20
石原 浅吉	函館 青森								15
田口 礼藏	函館 青森								10
荻原 松藏	函館 青森								10
東条 義政	函館 青森								10
高橋 伊兵衛	函館 青森								10
大島 誠三郎	東京 函館								5
浅尾 武三郎	東京 函館								5
合 計		1.072	1.072	2.000	2.000	2.000	1.000	3.000	1.000

『函館汽船会社』 第二回・第四回實際報告

『函館汽船株式会社』 第十回・第十一回・第十六回・第二十一回事業報告 から作成

<表 7>

千島汽船合資会社 利益金配当表 (単位 円)

期	間	利 益 金	(繰+利)		配 当			計 算	
			合 計	社長報酬金	天照丸賞与金	共盛丸賞与金	事務員賞与金	後期繰越金	
第1回	明治38年 4月～12月								
第2回	明治39年 1月～ 6月								
第3回	明治39年 7月～12月	4,722.071	150.000	300.000	300.000	30.000	3,942.071		
第4回	明治40年 1月～ 6月								
第5回	明治40年 7月～12月								
第6回	明治41年 1月～ 6月								
第7回	明治41年 7月～12月								
第8回	明治42年 1月～ 3月								

『千島汽船合資会社』「第参回 考課状」
から作成

千島汽船株式会社 利益金配当表 (単位 円)

期	間	利 益 金	(繰+利)		配 当				計 算	
			合 計	法定積立金	準備積立金	株主配当金	賞与金	後期繰越金		
第1回	明治42年 3月～12月	11,503.803	576.000	1,151.000	9,375.000			401.803		
第2回	明治43年 1月～12月	12,543.918	628.000	1,882.000	9,000.000	1,000.000		435.721		
第3回	明治44年 1月～12月	25,740.240	1,310.000	2,618.000	10,000.000	1,600.000		10,647.961		
第4回	明治45年1月～12月	11,729.383	587.000	15,000.000	5,000.000	1,713.000		77.344		
第5回	大正 2年 1月～12月	10,527.651	531.000	7,000.000	0	1,992.000		1,081.985		
第6回	大正 3年 1月～12月	637.953	86.000	0	0	0		1,633.948		
第7回	大正 4年 1月～12月	3,507.492	260.000	1,000.000	3,000.000	0		881.440		
第8回	大正 5年 1月～12月	31,673.853	1,678.000	21,000.000	5,000.000	1,900.000		2,977.293		
第9回	大正 6年 1月～12月	61,990.583	3,249.000	45,000.000	10,000.000	3,850.000		2,868.876		
第10回	大正 7年 1月～12月	39,054.776	1,953.000	15,000.000	15,000.000	6,596.000		3,374.652		

新聞掲載「営業報告」から作成
『函館日日新聞』明治43年 1月21日
明治44年 1月16日
明治45年 1月18日
大正 2年 1月20日
『函館新聞』大正 3年 1月21日
『函館毎日新聞』大正 4年 1月28日
大正 5年 1月26日
大正 6年 1月21日
大正 7年 1月20日
『函館新聞』大正 8年 1月28日

- (1) 『函館市史 通説編第2巻』渡島丸は中村庄兵衛の個人所有船
- (2) 『函館新聞』明治21年12月23日
- (3) 『小樽新聞』明治30年1月10日
- (4) 『函館新聞』「商業登記公告」大正2年2月26日
- (5) 『函館毎日新聞』「商業登記公告」明治38年4月23日
- (6) 『北海タイムス』明治40年7月19日
- (7) 『小樽新聞』明治41年3月11日
- (8) 『函館毎日新聞』「商業登記公告」明治42年3月28日
- (9) (8)と同じ
- (10) 『函館日日新聞』「千島汽船株式会社 第壹回営業報告」明治43年1月21日
- (11) 『函館毎日新聞』大正2年9月23日
- (12) 『函館毎日新聞』大正5年9月25日

忠谷久五郎と田端半七の事業展開について

四代目忠谷久五郎は牧場経営に乗り出し、合資会社樋口回漕店に出資、役員として入社。また樺太物産株式会社の監査役に就任している。明治30年代には二八印醬油醸造を行ったが、今の所詳細は不明である。田端半七は合名会社函館塩販売所に出資、役員として入社している。ここでは牧場経営の顛末、合資会社樋口回漕店、樺太物産株式会社、合名会社函館塩販売所について述べる。

・忠谷久五郎の牧場・畑作経営と合資会社樋口回漕店

北海道国有未開地処分法（旧法）は明治30年（1897）3月30日公布された。国有未開地処分とは、以下の文章「北海道の未開の原野は、明治初頭にすべて国有地とされました。その後昭和20年代に至るまで、土地の一筆一筆を私有とするため〔国有地の処分〕が北海道の各行政庁（開拓使―三県―北海道庁―北海道）の手で進められていきました」⁽¹⁾に要約される。国有地処分の法律は、「北海道土地売貸規則」（明治5年（1872）9月20日）、「北海道土地払下規則」（明治19年（1886）6月29日）、「北海道国有未開地処分法（旧法）」（明治30年（1897）

3月30日）、「北海道国有未開地処分法（新法）」（明治41年（1908）4月15日）と改正されながら公布されて来たが、該当するのは明治30年（1897）公布の法律である。

明治30年（1897）3月30日公布「北海道国有未開地処分法（旧法）」の目的は「北海道開拓の機運が高まって来た時代背景のもとで、資本家の大農場経営を容易にし、一般独立移民の土地取得の負担をも軽減しようとした…」⁽²⁾のものであった。貸付方法は明治19年（1886）公布「北海道土地払下規則」の無償で貸付、成功後に有償で払い下げた点を「開墾・牧畜・植樹に供する土地は…無償で貸し付け、成功後は無償で付与すること」に改めた。貸付面積は「一人につき、開墾用地は1万5000坪（4万9500㎡）以内、牧畜用地は250万坪以内、植樹地は200万坪以内、一般の農業移住者に対しては従来どおり1戸10町歩（10 $\frac{2}{3}$ 町）以下、普通は1戸分5町歩」とした。無償貸付年限は「10年以内…植樹または泥炭地の開墾に限り20年以内を原則」とした。貸付地は「出願の際に提出した起業方法書に応じて随時点検し、予定通り成功しない土地は返還させた。また成功後無償付与され、私有が認められた土地は、その翌年から20年間は地租、地方税が免除」された。

忠谷久五郎は二件の出願をしている。一つは柿崎長蔵、吉弘左乙と連名で、明治32年（1899）4月10日渡島国檜山郡鶉村字小鶉に畑地3,104坪、開拓完了の土地18万7029坪を出願。⁽³⁾明治32年（1899）10月27日許可された。期間は明治33年（1900）から明治40年（1907）までの8年間。もう一つは、明治34年（1901）3月18日釧路国白糠郡庶路村字ヤムワッカナイに牧場99万3499坪（放牧地73万899坪）を出願。⁽⁴⁾明治35年（1902）3月10日許可された。期間は明治36年（1903）から明治45年（1912）までの10年間。

2件の出願は失敗に終わっている。字小

鶉は起業方法が予定通りゆかず、明治36年(1903)7月1日失効、削除された。字ヤマワッカナイは起業方法が予定事業年に着手されず、明治37年(1904)2月5日許可を取消(但し当分処分停止)された。

合資会社樋口回漕店は明治44年(1911)7月8日函館区東濱町6番地に設立した。⁽⁵⁾ 目的は荷客運送で、役員は樋口多喜蔵、樋口亥十郎、石倉勝次郎、和島貞二、忠谷久五郎、白鳥勘蔵、宮崎松太郎、谷徳太郎の8氏。出資額は樋口2人で4,100円(建物価格)、石倉2,000円、和島3,000円、忠谷・宮崎各1,700円、谷1,500円、白鳥1,000円の合計15,000円である。代表役員は樋口多喜蔵。樋口回漕店は明治24年5月頃創立、⁽⁶⁾ 明治44年(1911)に合資会社樋口回漕店に改称された。

漁場経営には収獲物の運搬手段として船舶の確保が必要で、忠谷家は明治30年(1897)迄は函館汽船、明治44年(1911)からは合資会社樋口回漕店の船を利用したと思われるが、明治30年(1897)から明治44年(1911)まではどこの船舶を使用したのか今の所不詳。合資会社樋口回漕店は大正8年(1919)12月20日に解散した。⁽⁷⁾ 忠谷久五郎の樺太島漁場撤退と時を同じくしている。

樺太物産株式会社は明治42年(1909)3月24日船場町21番地に設立した。⁽⁸⁾ 目的は樺太島に於ける漁業及物産の売買委託販売で、資本総額は30万円(1株50円)。取締役は笹野栄吉、山本巳之助、米林伊三郎、桂久蔵、加藤強で、監査役は木田長右衛門、忠谷久五郎、西村利光。忠谷久五郎は大正元年(1912)12月19日に辞任し、村上祐兵と交替した。⁽⁹⁾

・田端半七と合名会社函館塩販売所

合名会社函館塩販売所は大正3年(1914)6月23日函館区仲濱町2番地に塩元売捌及仲立を目的に設立。⁽¹⁰⁾ 役員は平出喜三郎、

新與三郎、浜崎治助、久保彦助、酒谷小三郎の5氏。出資額は各2,000円の合計10,000円。代表役員は久保彦助で、支配人は久保権四郎。合名会社函館塩販売所の前身は明治41年(1908)1月仲濱町27番地に設立の株式会社函館塩販売所で、資本金は150,000円。⁽¹¹⁾ 取締役社長は平出喜三郎で、専務取締役は濱根岸太郎、取締役は久保彦助、濱崎治助、監査役は新與三郎、酒谷長作である。この会社は大正3年(1914)12月21日に解散し、合名会社函館塩販売所に引継がれた。⁽¹²⁾ 濱根岸太郎と酒谷長作が退き、新たに酒谷小三郎が参加している。

田端半七は大正11年(1922)3月8日坂本作平、三輪竹次郎、奥寺仁三郎、大久保利助らと共に合名会社函館塩販売所に入社。⁽¹³⁾ 出資額は坂本、田端が各20,000円。三輪、奥寺、大久保が各10,000円。濱崎治助が大正10年(1921)1月20日退社し、田端半七が入社した時点で役員は9名。

昭和2年(1927)11月7日三輪竹次郎、⁽¹⁴⁾ 同年12月13日平出喜三郎⁽¹⁵⁾が出資持分を各氏に譲渡して退社したので、田端半七の出資額は昭和4年(1929)6月現在総出資額225,000円の内37,500円になっている。

田端半七の入社は漁獲物塩蔵用の塩の確保にあったと思われる。出資額は田端半七の死去後、孫の田端一郎が継承し、役員として入社している。合名会社函館塩販売所は昭和13年(1938)3月30日解散。⁽¹⁶⁾ 渡島、胆振、日高の函館地方専売局管内元売捌所を統合して、昭和13年(1938)3月5日設立した新会社函館地方塩元売捌株式会社に引継がれた。⁽¹⁷⁾

(1) 『北海道立文書館利用講座』(第2回 2007. 3. 15) テキスト

(2) 『北海道大百科事典』(昭和56年8月20日発行 北海道新聞社)

(3) 『北海道国有未開地処分法貸付台帳』(北海道立文書館蔵)

(4) (3)と同じ

- (5) 『函館毎日新聞』「商業登記公告」明治44年7月12日
- (6) 『北海』「出航広告」明治24年6月3日
- (7) 『函館新聞』「商業登記公告」大正9年1月5日
- (8) 『函館毎日新聞』「商業登記公告」明治42年4月10日
- (9) 『函館毎日新聞』「商業登記公告」大正2年1月7日
- (10) 『函館新聞』「商業登記公告」大正3年7月1日
- (11) 『北海道銀行会社大商店辞書』（大正5年6月20日発行 同編纂事務所）
- (12) 『函館新聞』「商業登記公告」大正3年12月25日
- (13) 『函館新聞』「商業登記公告」大正11年3月26日
- (14) 『函館新聞』「商業登記公告」昭和2年11月26日
- (15) 『函館毎日新聞』「商業登記公告」昭和2年12月30日
- (16) 『函館新聞』「商業登記公告」昭和13年6月27日
- (17) (16)と同じ

忠谷久五郎と田端半七死去後の事業展開

・忠谷家

忠谷久五郎は大正10年（1921）11月10日国元橋立村で死去した。⁽¹⁾ 家業は養子で娘婿の忠谷平安が継承した。忠谷家の資産総額⁽²⁾は大正7年時点で55万円。継承した十勝大津・奥尻島・根室の漁業権は不詳だが、樺太島の漁業権は大正8年（1919）頃金津久太郎外1名と忠谷寅吉に変更になっている。

しかし忠谷平安は昭和3年（1928）頃から樺太島の漁業権を獲得、東海岸で漁業経営を始めた（表1参照）。この経営は昭和20年（1945）7月頃まで続けられていたと思われる。続けていけば昭和20年（1945）8月15日の敗戦で樺太の漁業権、資産は没収されたはずである。

忠谷平安は酒谷小三郎が昭和8年（1933）9月17日末広町14番地（9月19日高砂町44番地へ移転）に設立した北海モリス勸業株式会社の取締役就任。⁽³⁾ 更にこの受皿会社として昭和8年（1933）10月2日高砂町44番地に設立された合資会社モリス証券社にも、役員として入社している。⁽⁴⁾ 北海モ

リス勸業株式会社の目的は金銭貸付業と各種保険の代理業。資本総額は1万円（1株50円、200株。10月3日5万円に増資）で、会社代表は松田藤作（10月3日西原長太郎に変更）、取締役は酒谷小三郎、西原長太郎、忠谷平安の3氏。合資会社モリス証券社の目的は北海モリス勸業株式会社に於いて発行する、株式の引受所有売買取次並扱と株式を担保としての金銭貸付業で、資本総額は2万5,000円。うち酒谷小三郎が5,000円、他の5人は各4,000円を出資している。代表役員は松田藤作で、役員は酒谷小三郎、西原長太郎、山内文吉、忠谷平安、安井理平の5氏。戦後忠谷平安は石油販売の河邊石油店（昭和24年（1949）設立）函館営業所代表⁽⁵⁾を務めているが、晩年は福井県武生市に移住している。

・田端家

田端半七は昭和4年（1929）6月4日国元小塩で死去した。⁽⁶⁾ 家業は子供達が継承した。継承の内容が分かる資料は、田端漁業合資会社が昭和12年（1937）8月20日、小塩から函館市西濱町13番地に移転した「商業登記公告」の中にある（表2参照）。田端漁業合資会社は大正15年（1926）4月25日樺太島で漁業を行う為に、石川県江沼郡橋立村字小塩コ123番地に設立した。「商業登記公告」には氏名、責任、住所、出資の種類・金額が記載されているが、田端漁業合資会社や個人の漁業権、個人の会社経営、会社役員等は別の資料で補完し、資産を誰がどのように継承したか（表3～5参照）を纏めた。

田端半七死去後の田端家は長男悌吉の息子である一郎が総領となり、土地・建物を含む田端商店と択捉島定置漁業権、合資会社函館塩販売所の出資額を継承、役員として入社している。娘達と七郎を除く家族は、それぞれ出資して田端漁業合資会社を運営、樺太島で漁業経営の傍ら、矢本信三、田端

<表 1>

忠谷平安 樺太島東海岸の漁場

昭和4年(1929)		昭和11年(1936)		昭和14年(1939)	
免許番号	漁業名称	漁場位置	漁業名称	漁場位置	漁場位置
定 424	鯧建網	氏 錦	定 32	鯧建網	藻知矢
定 425	鱒建網		定 33	鱒建網	
※昭和 8年 漁業権者		樺太共同漁業株式会社に変更	定 542	鯧建網	東植恋
			定 543	鱒建網	
			定 538	鯧建網	西氏錦
			定 539	鱒建網	

『昭和 4年 漁業税並最近三ヶ年収獲高』『昭和11年 鯧建網最近三ヶ年収獲高並漁業税』

『昭和14年 鱒建網収獲高並漁業税』(樺太定置漁業水産組合)から作成

田端漁業合資会社 出資の種類と金額

同 樺太島西海岸の漁場

氏 名	責 任	住 所	出資の種類と金額	免許番号	漁業名称	漁場位置
田端孝造	代表社員無限	石川県江沼郡橋立村字小埴コ 123番地	20,000円	定 784	鯧建網	南泊帆岸
矢本信三	有限	函館市天神町 106番地	収獲島定置漁業権価格	定1023	鱒建網	
田端季吉	有限	函館市西濱町13番地	11,000円	定 591	鯧建網	
田端一郎	有限	石川県江沼郡橋立村字小埴コ 123番地	収獲島定置漁業権、土地3筆、建物6棟、漁具価格(5万円)	『昭和 2年 漁業税並最近三ヶ年収獲高』(樺太定置漁業水産組合)から作成		
矢本ハツ	有限	函館市西濱町13番地	2,000円	※昭和元年頃から漁業開始		
			合 計	※昭和16年 6月15日 会社解散		
			100,000円			

『函館新聞』「商業登記公告」昭和12年12月17日 から作成

※矢本ハツ 昭和12年11月16日死去。持分は矢本信三が承継

矢本信三 収獲島薬取郡薬取村の漁場 <表 3> 矢本信三 会社役員

免許番号	漁業名称	漁場位置	会社名	住 所	設 立	資本	役員
第 158	薬罌定	字 147ノ7	北洋漁業(株)	函館市東濱町 1番地	昭和11年 3月10日	50万	監査役
第 159	薬罌定		典拠資料	『函館新聞』「商業登記公告」昭和11年 5月18日			

『収獲島漁業権者名簿』(大正15年 1月調 収獲島水産会)から作成

田端季吉 収獲島紗那郡 <表 4>

田端季吉 会社経営

別荘村と樺太島亜陸湾の漁場	会社名	住 所
免許番号	漁業海産物商	函館市西濱町13番地
定 960	『会員名簿 函館経済倶楽部』	
定 961	(昭和14年 8月発行) から作成	

『北方風土記 収獲島地名探察行』

(昭和51年11月25日発行 みやま書房)

『昭和 8年 漁業税並最近三ヶ年収獲高』

(樺太定置漁業水産組合)から作成

田端季吉 会社役員

会社名	住 所	設 立	資本金	役員
北保水産(株)	函館市西濱町13番地	昭和14年 1月 8日	60万円	取締役
北日本物産(株)	函館市地蔵町 3番地	昭和15年 1月22日	10万円	取締役
収獲漁業(株)	函館市末込町 9番地	昭和17年 6月18日	700万円	取締役
千島汽船(株)	函館市仲濱町29番地	明治42年 3月15日	12万円	監査役

『道南会社組合要録』(昭和17年 3月12日発行 帝国興信所)

『北海道樺太人名録』(昭和18年11月20日発行 北海道新聞)から作成

※千島汽船監査役就任は昭和17年 1月28日(『新函館』「商登」 3月 8日)

※収獲漁業(株)は大正14年設立の収獲漁業とは別会社

田端一郎 会社経営 <表 5>

会社名	住 所
海産物委託漁業	函館市西濱町13番地

『北海道信用録』(昭和16年 4月30日発行 北海道経済興信所)から作成

田端一郎 会社役員

会社名	住 所	設 立
合名会社函館塩販売所	函館市仲濱町 2番地	大正 3年 6月23日

※田端一郎は昭和 4年 6月入社。田端半七の出資金37,500円を継承

(『函館新聞』「商業登記公告」昭和 4年 6月23日)

季吉、田端一郎は個人で樺太島、択捉島で漁業経営を続けた。田端漁業合資会社は昭和16年（1941）6月15日に解散⁽⁷⁾したが、矢本信三、田端季吉、田端一郎は昭和20年（1945）7月頃まで漁業経営を続けていたと思われる。続けていれば昭和20年（1945）8月15日の敗戦で樺太島、択捉島の漁業権、資産は没収されたはずである。

- (1) 『函館新聞』「死亡広告」大正10年11月11日
- (2) 『人事興信録』（大正7年9月15日発行 人事興信所）
- (3) 『函館新聞』「商業登記公告」昭和8年10月2日
- (4) 『函館新聞』「商業登記公告」昭和8年10月20日
- (5) 『函館商工名録』（1951年版）
- (6) 『函館新聞』「死亡広告」昭和4年6月6日
- (7) 『函館新聞』「商業登記公告」昭和16年7月11日

おわりに

北前船経営に従事していた橋立出身の忠谷久蔵と田端半七は函館に拠点を移し、漁業経営と共同出資による汽船会社を設立して海運業を始めた。明治政府にとって、民間人の国の振興政策への参入は北海道開拓にとって不可欠なことであった。二人にとって、参入と成功は北前船経営からの転換を図る契機となったが、その北海道開拓への貢献度は大きい。

執筆にあたっては、当初『酒谷家資料』（資料番号500073 市立函館博物館蔵）の書翰使用を考えた。本稿の内容を裏付け、補完するためである。整理・解読中のため全資料の内容が把握出来ず断念したが、一つだけ紹介したい。

『酒谷家資料』の中に、大正元年（1912）12月14日加賀国橋立令増谷平吉から函館区西濱町の酒谷商店方酒谷長作に宛てた書翰がある。内容は「平安殿を忠谷家より養子貫度趣令祐二氏以三再御申被下候二付…本日意が事二致候間是又左様御承引被成下度奉願上候」と息子平安を忠谷家へ養子として出す事を決定した酒谷長作への報告であ

る。書翰には、酒谷長作の姉にあたるヌヨが七代目酒谷長兵衛の養女となり増谷平吉に嫁ぎ、平安はその五男という背景がある。平安は当時満17才。のち四代目忠谷久五郎の長女エツと結婚。四代目が亡くなると家督を相続した。四代目は大正4年現在西出孫左衛門ほか3人と橋立村村会議員を務めている。この書翰から、養子の仲立が一族の増谷祐二で、平安の養子に出た時期が分かる。この平安の婿養子入りで、忠谷家は今酒谷家と今酒谷家の親戚筋になった。また本稿に出てくる四代目忠谷久五郎、田端半七、五代目酒谷小三郎、増谷平吉、増谷祐二、酒谷長作、忠谷平安、西原長太郎が一堂に会した資料がある。

大正4年（1915）2月令八代目酒谷長平の長女悦が、婿養子に入った三輪竹次郎の長男新吉と結婚した祝宴の席である（酒谷長平家婚礼記録分類番号9-2-350~353加賀市蔵）。

戦後忠谷平安は、昭和33年（1958）1月1日加賀市が発足し、「文化財専門委員会」が組織された際同年4月1日付で委嘱委員に選出されている。

資料不足でまだ解明できない所もあるが、北前船経営に従事していた橋立村出身の忠谷家と田端家が、函館で行った商業活動の一端は明らかに出来たと思っている。

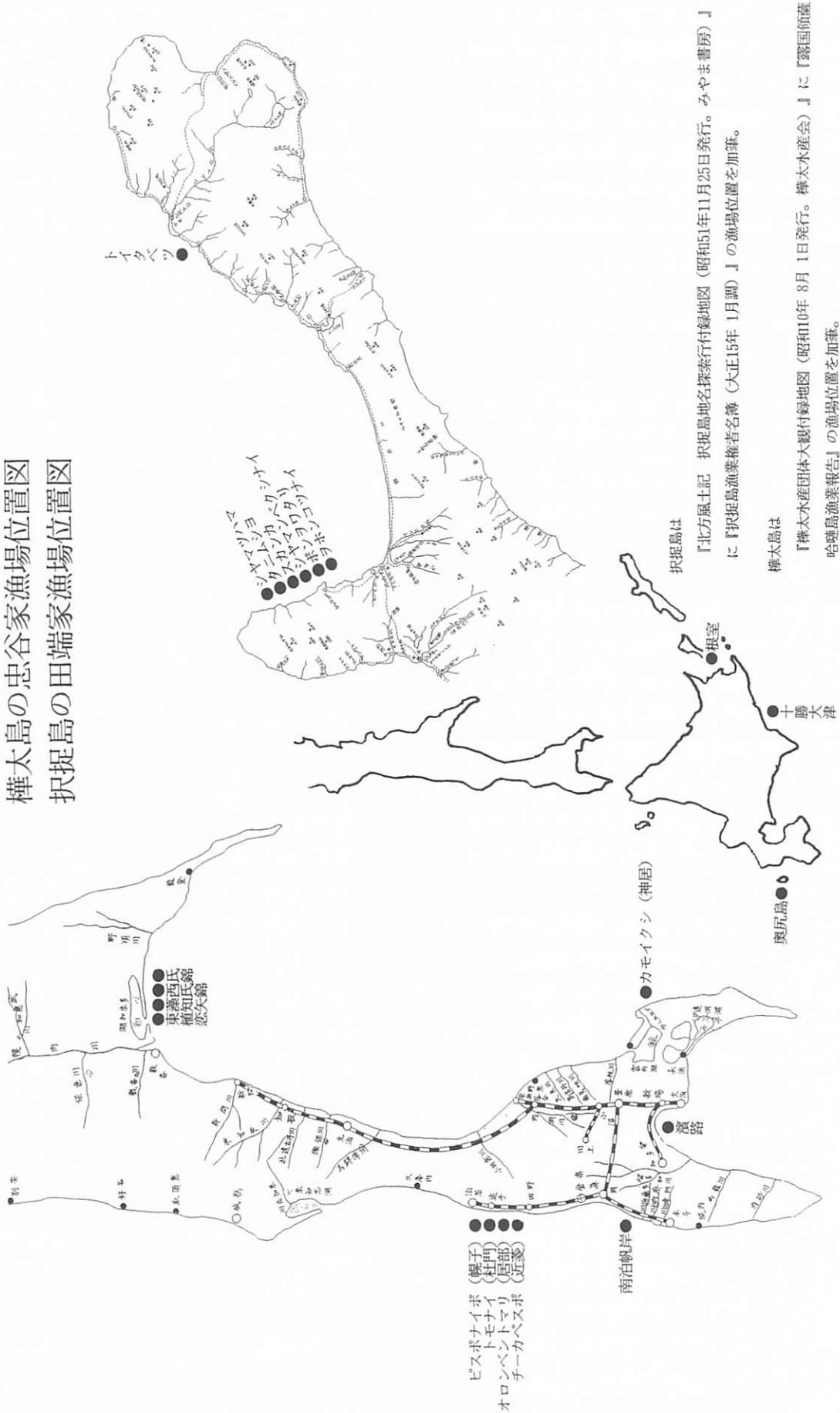
執筆にあたっては、加賀市教育委員会のご好意で酒谷長平家資料を閲覧させていただいた。市立函館博物館学芸員の保科智治氏には、発表の機会とご助言をいただき、感謝申し上げたい。

参考文献

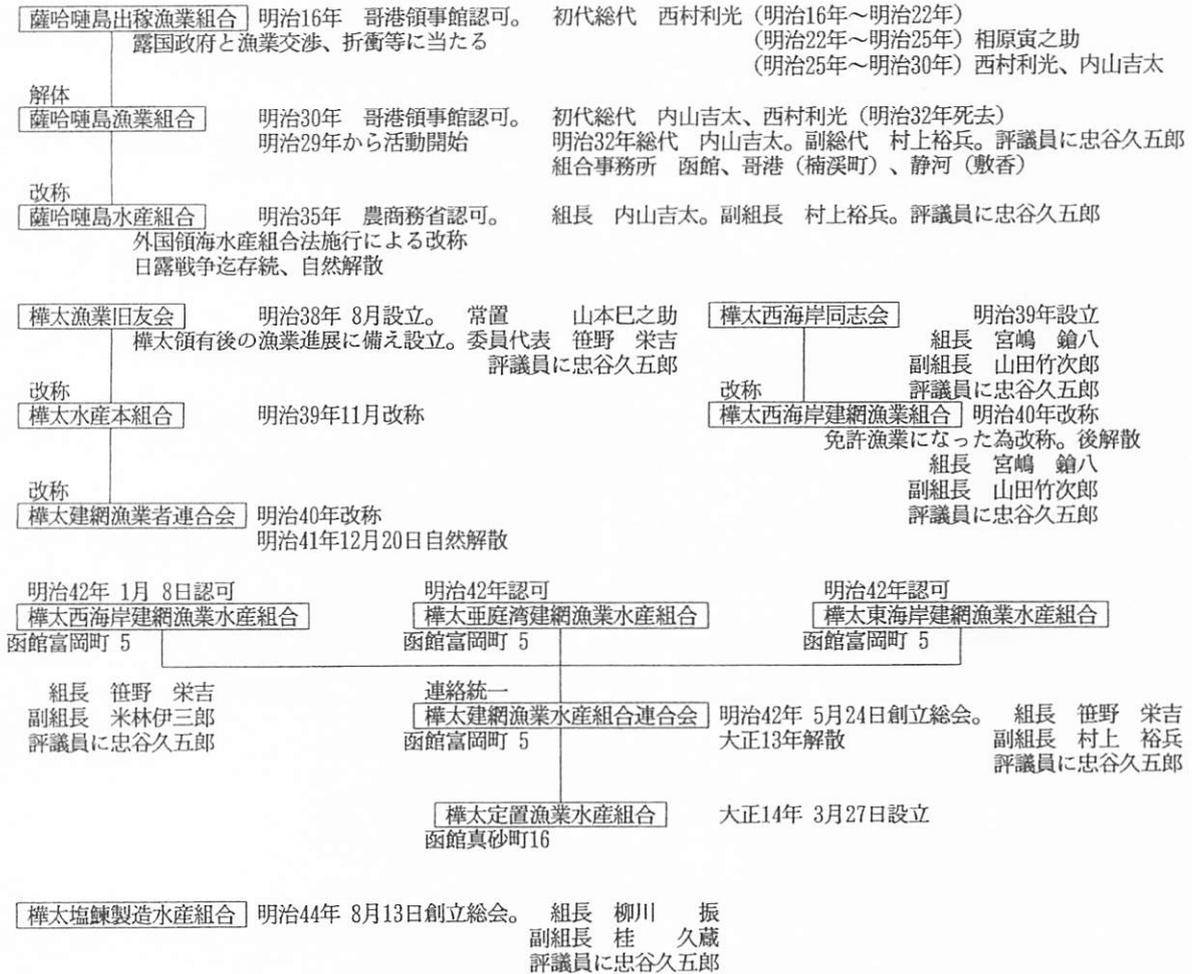
- 『加賀市史』・『函館市史』・『函館市誌』・『根室市史』・『豊頃町史』・『奥尻町史』・『江差町史』・『松前町史』・『新北海道史』・『新撰北海道史』

（市立函館博物館古文書調査講座参加者）

樺太島の忠谷家漁場位置図
 択捉島の田端家漁場位置図

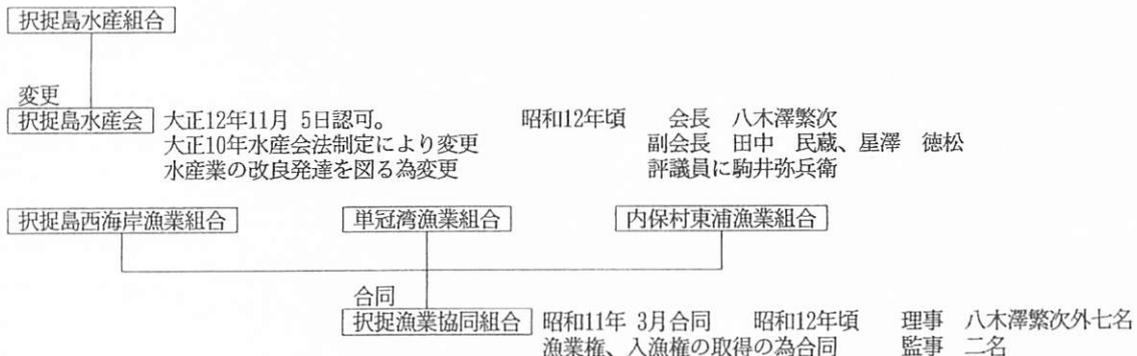


樺太水産団体



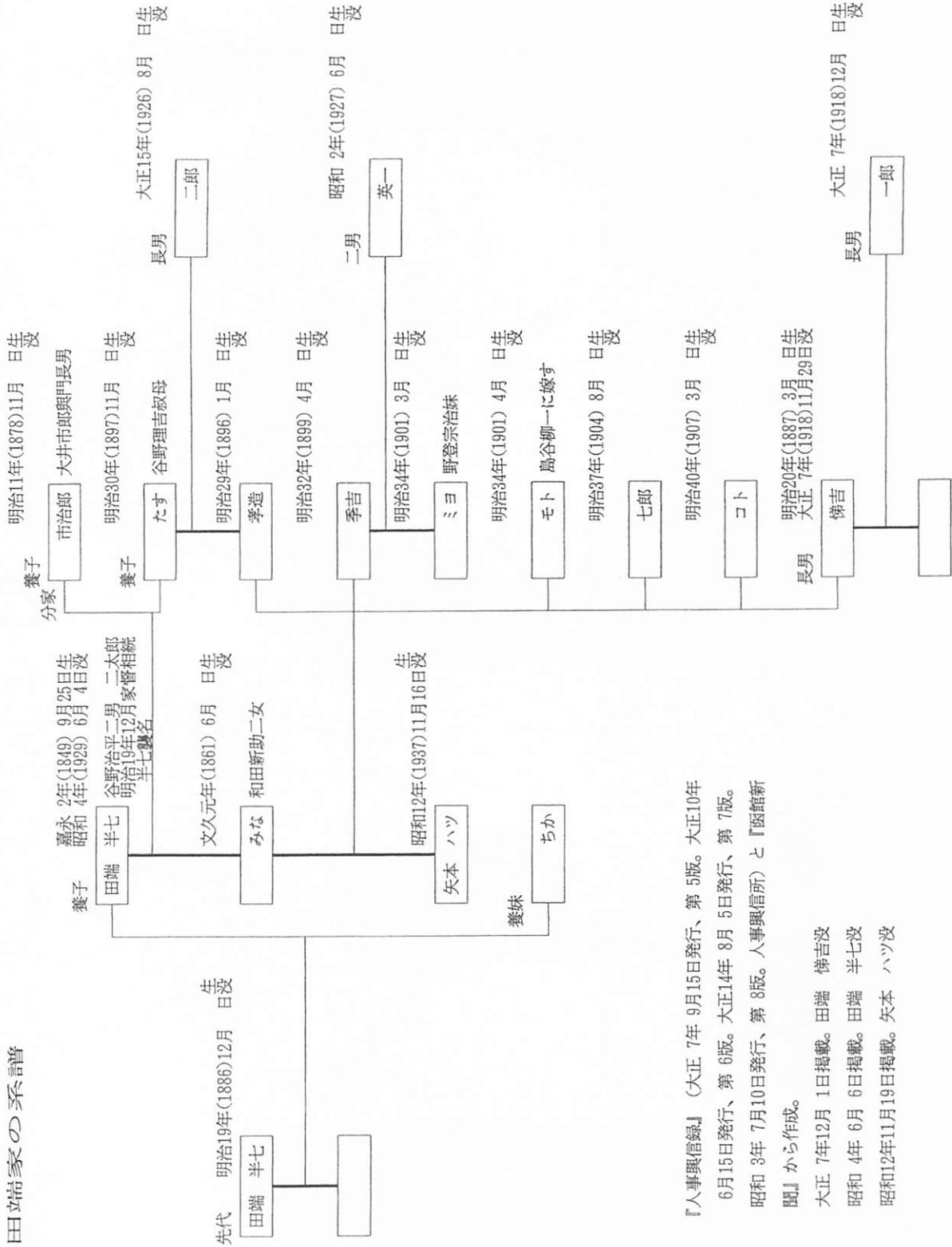
『樺太水産団体大観』(昭和10年 8月 1日発行 樺太水産社)
『樺太と漁業』(昭和 6年 7月 5日発行 樺太定置漁業水産組合) から作成

択捉島水産団体



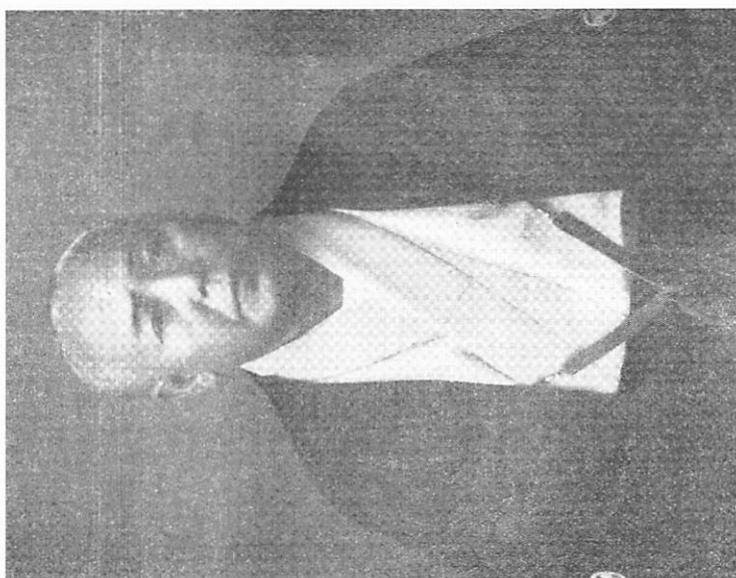
『択捉島漁業誌』(昭和12年12月11日発行 択捉島水産会函館出張所) から作成

田端家の系譜



『人事興信録』(大正7年9月15日発行、第5版。大正10年6月15日発行、第6版。大正14年8月5日発行、第7版。昭和3年7月10日発行、第8版。人事興信所)と『函館新聞』から作成。

大正7年12月1日掲載。田端 悌吉没
昭和4年6月6日掲載。田端 半七没
昭和12年11月19日掲載。矢本 ハツ没



田端半七肖像写真



忠谷五郎肖像写真

(『北海道樺太社交倶楽部』第12卷 大正4年3月25日増補 鴻文社)

＜資料紹介＞

小島倉太郎関連資料

大矢 京右

はじめに

小島倉太郎は、明治初期の函館において主にロシア語通詞として開拓使・函館県・北海道函館区に勤めた人物である。明治28(1895)年7月22日に35歳の若さで夭逝した後、遺品である書簡や写真などは嫡子小島一明氏に受け継がれたが、同氏が昭和41(1966)年に亡くなられたことを受け、昭和43(1968)年8月9日に嫡孫小島一夫氏より市立函館博物館にそれらの一部が寄託された。以後定期的に寄託期間の更新を行いながら、遺品は「小島倉太郎関連資料」として市立函館博物館に収蔵されていたが、⁽¹⁾平成21(2009)年2月6日に曾孫小島敏夫氏より正式に博物館資料として寄贈される運びとなったものである。

本稿では、市立函館博物館に寄贈された小島倉太郎関連資料をとおして、激動の明治を生きた小島倉太郎を紹介するとともに、市立函館博物館旧蔵資料にみられる小島倉太郎ゆかりの資料と合わせて、当該資料の学術的な価値について検証したい。

(1) 小島倉太郎の遺品については、市立函館博物館の他に北海道立文書館や北海道立図書館、北海道大学附属図書館にも寄託されている。



小島倉太郎 (明治17(1884)年)

小島倉太郎関連資料

・ 生い立ち～写真資料～

小島倉太郎は、幕吏小島安之助・りよ夫妻の長男として万延元(1860)年11月22日に出生した。父親が樺太久春古丹詰めくしゅんこたんとなった関係で幼少時を日露雑居地であった樺太で過ごした倉太郎は、維新後の開拓使のロシア語通詞育成方針に伴い、明治4(1871)年に弱冠11歳で現地のロシア人商人に預けられることとなった。明治6(1873)年以降は開拓使仮学校、函館魯学校、東京外国語学校で官費生としてロシア語を修め、明治14(1881)年2月19日に東京外国語学校を卒業した後、同年3月17日付で開拓使より「御用係申付候事」の辞令を受けている。

「明治初年の写真アルバム」には、明治7(1874)年以降(確認可能分)の写真141枚が3冊のアルバムに分けて収められており、4枚の「アルバム外写真」と合わせて、倉太郎の学友や家族、開拓使奉職以降の仕事仲間との交流についてうかがい知ることができる。



倉太郎と東京外国語学校の学友 (明治11(1878)年)

・ 奉職～辞令・文書類と博物場受領証～
20歳で開拓使の役人となった倉太郎であ

るが、翌明治15（1882）年には開拓使が廃止となり、同年2月15日付で函館県より「開拓使残務取扱申付候事」「御用係申付候事」の辞令を受ける。

小島倉太郎
御用係申付
候事
准判仕官月俸金貳拾五圓
明治十五年二月十五日
函館縣

函館県より交付された辞令

折しも明治8（1875）年の千島樺太交換条約締結に伴うクリルアイヌ^②の処遇が紛糾しており、ロシア語通詞としての能力を買われた倉太郎は、明治17（1884）年6月10日付で「御用有之根室県出張申付候事」の辞令を受け、クリルアイヌを北千島シュムシュ島から南千島シコタン島へ強制的に移住させる事業に通詞として立ち会うこととなる。同月26日に函館丸で根室を出港した後、シュムシュ島でのわずかな滞在の間にクリルアイヌを説得し、最低限度の家財道具とともに離島した。同年7月12日にシコタン島に到着した倉太郎は、根室県の勸業課出張所員鈴木七郎が到着した8月18日までシコタン島に残り、クリルアイヌの生活安定に尽力するのであるが、その功績は大きく評価されたようで、根室帰着後の同月22日付で根室県より慰労金25円を拝領している。

倉太郎の帰函については8月28日付の函館新聞で報じられているが、出張中にクリルアイヌから得た民族誌的な情報は、公的な記録「^{しむしゅとう}占守島」や私的な日記「Путешествие на Курильские острова（千島旅行）」として残され、強制移住の際に手に入れたクリルアイヌの民具（雪眼鏡と鎌）については9月30日に函館博物場に寄贈した。



小島倉太郎寄贈の鎌と函館博物場の受領証

また、明治19（1886）年に三県制が廃止され、函館は北海道庁の管轄となり、倉太郎も同年2月26日付で北海道庁より「函館支庁在勤申付」の辞令を受けるのだが、同年10月15日～26日に函館区海岸町で開催された北海道物産共進会に鈴木七郎とクリルアイヌ（ヤコフ=ストロゾフ・ケプリアン=ストロゾフ）が出品物を携えて来函した。クリルアイヌ製作の出品物は共進会終了後函館博物場に収められることになるのだが、褒賞式が執り行われた24日に倉太郎を交えて田本写真館で記念撮影が行われている。これらの資料や写真も、倉太郎とクリルアイヌを繋げる貴重な資料である。



来函したクリルアイヌ、鈴木七郎と小島倉太郎

・交友～名刺と招待状～

倉太郎が明治28（1895）年に死去するまでにもらい受けた名刺の中には、イギリス・中国・ロシアの領事館員など様々な国の要人が名を連ね、明治22（1889）年に中国商人組合理事から送られた茶会の招待状からも、倉太郎がロシアに限らず幅広い国の人々と交流を持つ国際人であったことがわかる。

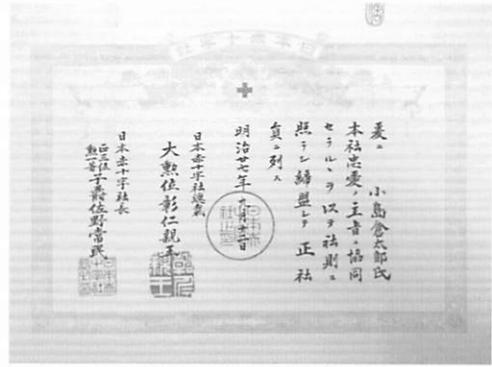
また、名刺の中には戸澤鼎という人物のものがあり、書き込みから明治26（1893）年5月6日に貰い受けた名刺であることがわかるが、写真アルバムにも明治8（1875）年から明治23（1890）年までの間に撮影された同氏に関連する写真4枚が収められている。



学友戸澤鼎の名刺と写真

これまで倉太郎の交友関係については、北海道立文書館に寄託された往復書簡類などからも直接的に確認されていたが、⁽³⁾ 本館所蔵の名刺や写真からも、何度か学籍を変えながらも学友との友情を長く保っていた倉太郎の人間像を、間接的にではあるがうかがい知ることができる。ちなみに倉太郎の人間像について付け加えるならば、文書類に含まれる明治14（1881）年12月28日付の開拓使文書「函館公立学校新築費之内金壹円差出候段奇特二候事」や2通の寄附感謝状、そして赤十字社入社関連文書などから、博愛精神に富んだ倉太郎の姿も想起されるのである。

- (2) 北海道東部からカムチャツカ半島南端に伸びる千島列島の北部に居住していた、アイヌの一群族。千島アイヌとも呼ばれる。当時、言語や風習等において、ロシア文化の強い影響を受けていた。
- (3) その内容については、秋月俊幸「小島倉太郎少年の魯語学遍歴」（『小島倉太郎を偲んで』所収）に詳しい。



日本赤十字社への入社を認める証書

おわりに

以上、小島倉太郎関連資料をとおして小島倉太郎の生涯を概観したが、函館を始め日本各地の写真館で撮影されている写真資料や開拓使・函館県・北海道庁を通じて交付された辞令・文書類などは、明治初年の写真史や北海道の行政史を語る上でまたとない好素材であると評価できる。特にクリルアイヌ関連の資料や函館博物館受領証は、既に民族文化の継承者が確認されていないクリルアイヌの民族文化を現在に伝えるとともに、資料の決して多くない北海道の博物館史研究における貴重な資料であると評価できるのである。

今後他館に寄託されている小島倉太郎関連資料と総合的に研究を進めることで、各研究分野におけるさらなる進展が期待される。

（市立函館博物館学芸員）

参考文献

- 小島一夫1994『小島倉太郎を偲んで』私刊
 ザヨンツ=マウゴジャータ2009『千島アイヌの軌跡』
 アイヌ文化良書刊行会
 大矢京右2009「市立函館博物館所蔵千島関連資料」
 『千島列島に生きる アイヌと日露・交流の歴史』pp.
 21-23 北海道立北方民族博物館

小島倉太郎関連資料一覧

(大きさの単位はcm)

受入番号	資料名	内 訳	数量	摘 要
H20-49	明治初年の写真アルバム	(1)アルバム 1	1	朱色皮革装丁。大きさ14.0×20.0×5.0で30ページあり、10.5×6.3の写真を45枚収納。
		(2)アルバム 2	1	青色布張り装丁。大きさ15.5×12.0×5.8で24ページあり、10.5×6.3の写真を21枚収納。
		(3)アルバム 3	1	金属製のレリーフ付で茶色皮革装丁。大きさ29.5×22.5×5.8で32ページあり、16.5×10.7の写真を14枚、10.5×6.3の写真59枚、13.8×10.3の写真1枚、10.8×16.3の写真を1枚収納。
H20-50	アルバム外写真	(1)明治11(1878)年千島アイヌ	1	大きさ24.0×31.5。表面上部「千島国占守郡第一島モヨロッパ住アレキサンドル外七名ノ像」、裏面中央部に「Kaitakushi Agents and Natives of Kurile」の記入有り。1875年の千島樺太交換条約に基づく1878年の開拓使による千島巡航時に撮影された写真。1878年8月13日函館の写真師井田倅吉撮影。
		(2)明治19(1886)年千島アイヌ	1	大きさ21.8×30.4。1886年に函館で開催された北海道物産共進会に農作物・工芸品を出品するために来函したクリルアイヌ(ヤコフ=ストロゾフ・ケプリアン=ストロゾフ)と小島倉太郎(函館県)・鈴木七郎(根室県)。原版がアルバム3にあり。1886年10月24日田本研造撮影。
		(3)明治22(1889)年区役所役人	1	大きさ10.5×16.4。小島倉太郎を含む函館区の役人12人の集合写真。裏面に「明治二十二年十一月三日 天長節拜 函館田本写真館」の記入有り。
		(4)明治22(1889)年夏井潔一家	1	大きさ10.5×7.3。裏面に「函館栗田写真館 夏井潔 "夫人" 透」の記入有り。
H20-51	小島倉太郎辞令・文書類	(1)開拓使関連	5	1872年11月2日～1881年12月28日に開拓使から交付された辞令および文書類。
		(2)函館県関連	6	開拓使廃止後の1882年2月15日～1884年6月10日に函館県から交付された辞令および文書類。
		(3)根室県関連	2	根室県出張中の1884年8月22日に根室県から交付された辞令および文書類。
		(4)北海道庁関連	25	北海道庁統合後の1886年2月26日～1895年8月10日に北海道庁から交付された辞令および文書類。函館区辞令3点含む。
		(5)内閣関連	1	小島倉太郎死後、1895年10月9日付で妻キタに対して遺族扶助交付。
		(6)その他文書類	6	「函館共同射的会の丙種2等賞状(1888年)」「愛知県の明治24年濃尾地震に対する寄附感謝状(1893年)」「岐阜県の明治24年濃尾地震に対する寄附感謝状(1894年)」「赤十字社入社関連文書2通(1894年)」「函館区課税通知(1895年)」
H20-52	明治17(1884)年函館博物場の受領証	(1)第一百五十七号眼鏡	1	小島倉太郎が1884年シュムシュ島巡航時にクリルアイヌから入手した雪眼鏡を、函館博物場に寄贈した際の1884年9月30日付受領証。

受入番号	資料名	内 訳	数量	摘 要
		(2)第百五十八号 鎌	1	小島倉太郎が1884年シュムシュ島巡航時にクリルアイヌから入手した鎌を、函館博物館に寄贈した際の1884年9月30日付受領証。
H20-53	明治初年在留外国人 の名刺貼付		11	函館県の「小学褒賞状」11枚に、英人・仏人・中国人・日本人などの名刺50枚が分割貼付してある。中にはバチェラーやユースデン、ブラキストン商会の名刺なども含まれている。
H20-54	明治22(1889)年在函館中国商人組合理事からの案内状		1	在函館中国商人組合理事の刀永祥と張尊三からの1889年2月25日付招待状。清朝皇帝婚礼祝賀会を養和軒にて開催するもの。「宛名」「封筒」「通知文」「招待状」からなる。

合計6件66点

小島倉太郎関連旧蔵資料

資料番号	資料名	収 蔵	摘 要
民族1178	鎌	1884年9月	千島巡航時シュムシュ島にて収集。小島倉太郎寄贈。
民族1253	雪眼鏡	1884年9月	千島巡航時シュムシュ島にて収集。小島倉太郎寄贈。
民族1085	スプーン	1886年10月	北海道物産共進会(函館)出品物。ケプリアン=ストロゾフ製作。
民族1086	スプーン	1886年10月	北海道物産共進会(函館)出品物。ケプリアン=ストロゾフ製作。
民族1095	しゃもじ	1886年10月	北海道物産共進会(函館)出品物。ケプリアン=ストロゾフ製作。
民族1218	バラライキ	1886年10月	北海道物産共進会(函館)出品物。ケプリアン=ストロゾフ製作。
民族1219	バラライキ	1886年10月	北海道物産共進会(函館)出品物。パービル=ストロゾフ製作。



明治初年の写真アルバム3
(受入番号 H20-49-3)



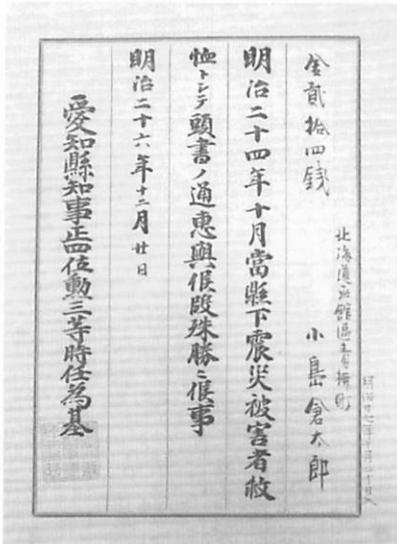
明治28年の函館尋常中学校生徒写真
(最上段左から3人目が長男一明)
(受入番号 H20-49-3-38)



明治22(1889)年11月3日の函館区役所役人
(受入番号 H20-50-3)

故海運所長小島倉太郎君の遺族
小島倉太郎
明治廿八年八月十日
北海道廳
死去付金百圓給典
遺族

小島倉太郎死亡時の北海道庁からの文書
(受入番号 H20-51-4-25)



愛知県からの寄附感謝状
(受入番号 H20-51-6-2)



函館県小学褒賞状に貼り付けられた名刺
(受入番号 H20-53-1)



明治22(1889)年在函館中国商人組合理事
からの案内状
(受入番号 H20-54)



ケプリアン製作の三弦琴バラライキ
(資料番号 民族1218)

小島倉太郎関連新聞記事
 右：倉太郎の根室出張（明治17年6月11日付）
 中：倉太郎の帰函（明治17年8月28日付）
 左：シコタン島での倉太郎
 （明治19年11月20日付）

○御用出張 御用係小島倉太郎氏は御用係根室縣へ出張を
 付らざりしと
 ○歸函 囊に根室へ出張されし當縣御用係小島倉太郎氏への
 用済みと歸函されしよし
 赤壁次郎小島倉太郎岡田氏等土人酋長外數名を引連せ彼等永住
 する便ある場所を見立てんが爲め同島を巡回し且つ魚漁鹽鑛
 等と試む同十九日斜古丹港に歸る其の後斜古丹港に最も便な
 る場所と認めたるに付き彼等の住所と定む時に土人等
 過半風土病を罹り已に死するものも數名ありたり依て彼等皆
 大いふ不平を鳴し元のシムエ島へ歸されんと頼りお歎願
 せり併し懇々彼等を説諭し其の念を一時中絶せしむ夫れより
 同港東北に當り地味豊麗なる平地を選み土人家作敷地と定め
 地所を測量し直線の道路と設く又其の近傍の平地を選み耕作
 地となし漸次家作の用意をささし八月十八日に至り根室縣
 吏鈴木七郎氏赤壁小島岡田氏の交代として瀛船船龍丸に乗込み
 來着すへ鈴木氏と元武田七郎と稱し樺太島に在りし事あり
 て露語は素より土人語をも解する人あり依て従前の取扱
 事務を引繼ぎ赤壁小島岡田氏等同船にて翌日歸根せり（未完）

市立函館博物館 研究紀要 第20号
2010年3月31日 発行

編集・発行	市立函館博物館	
	〒040-0044 函館市青柳町17-1 (函館公園内)	
	TEL 0138-23-5480 FAX 0138-23-0831	
印刷	株長門出版社印刷部	
	〒040-0022 函館市日乃出町11-13	
	TEL 0138-52-2461 FAX 0138-53-2340	

BULLETIN
OF
HAKODATE CITY MUSEUM

No. 20

CONTENTS

Preface

KENSAKU SHIMIZU: "The commercial treaties to three countries
in 1857." (Japan opened a county to foreign trade and diplomatic
relations by three stages.)

SEIJI YAMAGUCHI: "Study of commercial activity in Hakodate CHUYA
and TABATA family who was coming from Hashidate."

KYOSUKE OYA: "Materials related to KOJIMA Kurataro."

2010

Publisher : Hakodate City Museum

17-1, Aoyagi-cho, Hakodate, Hokkaido, Japan 040-0044

Phone 0138-23-5480 Fax. 0138-23-0831